

の祖先が前記亞細亞大陸に於ける是等のもの、豊富なる産地に都せるより、自然それを以て裝飾とする風習ありしものと推す。近年岡山に於て、三千年前に西部亞細亞地方に於て用ゐたると同型の陶棺及び勾玉管玉などの類を多く發掘せることあれば、上古東遷して本洲に達したる人種の何たるやは、著者の説明を俟つまでもなく、讀者は自ら首肯する所ある可し。雲をおし別けて天降りりとするが如きは、時代錯誤の謬説にして、人を迷信に導き、延いては尊貴無上なる我が國家觀念に疑念を懐かしむるものあるべきやを余は虞るなり。從來學者間に難問視せられたる高天原の所在は、是にて高き天空にあらずして地上なること分明せりと信すれば、余は更に上古の希伯來と神洲日本との關係事項に就て論究する所ある可し。

希伯來民族の一部が、傳國の神寶を擁して東方に遁れたるは、其の王國が南朝北朝に分離せる時代にあるものゝ如し。それは紀元前九百七十五年の頃にして、當時内亂熾むときなく、加ふるにアハブ王は多くの民と俱に異教を奉じて偶像を拜したるより、固有の唯一神教を奉ずる預言者エリヤ之に反抗して王を面責したれば、その怒に觸れて屢々殺害せられんとせしが、エリヤ神佑に依りて其の毒手をのがれ、或時は深山幽谷に隠れ、鴉は日々食物を彼に運べりと經書に録せり。希伯來人は其の習慣上、人を鳥獸に喩ふことをせり、エリヤが鴉に育はれたりといふは、所謂鴉にあらずして、當時アラビヤ地方に土着し居りたる黑人をいふこととなるべし、我が日本の上代にも人を鳥獸に喩へて記したること古事記に多く載せたり、曰く、「八十神その菟うさぎに言ひけらく」云々、曰く、「鼠來ていひけるは」云々、曰く、「その雉かへらす」云々と、而して菟といふは賤民をいひ、鼠といふは穴居人にして、雉といふは間諜をいひたるにて、彼我兩民族の慣例の類似はこゝに

も窺はるゝものあり。時にイスラエル國内に旱魃三年續きて饑饉に襲はれ、民の苦むこと甚しければ、エリヤ之を憐み、山より現はれ神に祈りて雨を降らしめたり。(雅各書 第五章) エリヤまた異教の法教師等八百五十人をカルメル山に集め、彼等が奉ずる偶像の神と、エリヤの奉ずるイスラエルの神と孰れか眞の神なを争ひ、この宗教論にエリヤ大勝を得たるより、民をして異教の法教師等を悉く殺さしめたり。之が爲め、偶像教の支持者たる王妃イゼベルの怒甚しかりしかば、エリヤはアラビヤに遁れ、シナイの巖窟に隠れ棲み、而して此時希伯來傳國の三種の神寶をも洞窟に隠匿せりと傳ふ。エリヤ後又本國に現はれ、神教を門下の高弟エリシヤに傳へ、彼は軍車に乗りて天に昇れりと經典に録せり。列王紀略下二章に曰く、「エリヤ其の外套イサヤをとりて之を卷き、ヨルダン河の水を打ちけるに、水は此旁カエトと彼旁カエトに別れたれば、其の弟子エリシヤと二人は乾ける河を涉れり。\*\*\* 彼等進みながら語れるとき、火の車と火の馬あらはれて二人を隔てたり、エリヤは大風にのりて天に昇れり。エリシヤ之を見て、吾父吾父、イスラエルの兵車よ、その騎兵よと叫びしが、再びエリヤを見ざりき」云々。エリヤが肉體のまゝ、即ち生きのまゝ天に昇りたりとすることは大なる疑問なり。余按するに、古今何れの時代を問はず、生きたる人間が日々飲食の供給を要する肉體のまゝ昇天して靈界に入ると云ふは、絶對に不可能の事なれば、彼が天に昇りたりと傳ふるは、所謂蒼々たる天空に昇りたるにあらずして、軍車に乗り同族の騎士と俱に傳國の神寶を擁して東方に遁れたるものと解す。

預言者エリヤが携行せる神寶は、三種の中の二器なるべく、他は重き石板なるにより殘置きたるものと思はる。其は後年ダビデ王が神櫃を開きて檢たるに、十戒を刻したる石牌のみありしと經書に傳ふるが故なり。

又エリヤの弟子エリシャが、「イスラエルの兵車よ、その騎兵よ」と叫びたるに徴して、エリヤが軍車に乗り、多くの騎兵に擁せられて頼みせるものなるを推せらる、而してこれは單に一人のエリヤを護る爲にあらすして、貴重なる神寶を擁したるが故なるを窺はる。騎兵も尋常一様の兵にあらすして、彼等はエリヤと同族にして武勇に勝れたるガドの宗族なるべく其數は凡そ五十騎以上なるべし、其は此の實況をヨルダン河の對岸にありて目撃しつゝありし人々が、跡に残されたる弟子のエリシャに、勇士五十人をして追跡せしめんことを請ひたるに依りて察せらる。列王紀略下二章に之を記して曰く、「エリコにある預言者の徒、ヨルダン河の對岸にありてエリシャに言ひけるは、我等に勇士五十人あり、請ふ彼等をして往きて汝の主エリヤを尋ねしめよ」云々、又曰く「エリシャ遣はすこと勿れと言ひけれども、彼等はエリシャの愧るまで強ひければ、即ち遣はせと言へり。是に於て五十人の勇士を遣しけるが、三日の間尋ねたれども看いださざりしかば、エリシャの尙エリコに止れる時、彼等返りて彼の許に到りしに、エリシャ彼等に言ひけるは、我往くこと勿れと汝等にいひしにあらすやと、云々。此の記事に依るもエリヤが天に昇りたるものに非ざること明瞭なり。若し果して彼が蒼々たる天空に昇りたるものとすれば、五十人の勇士が如何に腕くとも天空にまで彼を追跡することを得んや、又エリヤに隨從せる多くの騎士と馬匹まで彼と共に昇天することを得んや、故に余はエリヤと其の同族等が頼みして他國に落延びたるものなりと解す。

祖國が外寇と内訌に紛亂を極めたる時、祭司を兼ねたる預言者エリヤが守護せる希伯來祖國の神寶といふは、(一)祭司アロンが神示を蒙り埃及王の目前にて奇蹟を行ひたる鐵の短き杖、(二)アラビヤの曠野に於て一大

鐵鏝に襲はれたるとき、神は白き小粒の穀物を天より降し賜はり、全民族は之に依りて餓死を免れたれば、感謝の紀念として其の穀物の少量を納れたる黄金の壺、(三)教祖モーセが神より授けられたる十戒を刻せる石碑、以上の三器を神寶として希伯來人は世々に繼承し、ダビデ王の時代までは天幕作りの幕家に奉安し、シロと稱する處に之を置きたりしが、ソロモン王の時代に、宏壯なる檜造りの神殿を造營して、王位の驗たる神寶を其の内陣に納めたり。後年バビロン軍に攻められ、國都陥落に際し、預言者エレミヤが此等の神寶を巖窟に隠匿せしが、其時之を納めたる櫃の中には石牌のみありて、鐵の短杖と黄金の壺は無かりしと云へば、三種の中の二器は、此の時以前の何れの時代にか既に他に持去られありしこと瞭然たり、此の事實を列王紀上第八章に證明す、曰く、「櫃の内には石牌の外に何もあらざりき」と。預言者エレミヤの活動時代は、紀元前六百二十八年の頃なれば、神寶の喪はれある事を發見せる時代は、今を距る凡二千五百五十六年の頃にて、我國にありては神武天皇大和に都したまひたる頃に相當す。此の神寶を納めたる櫃を希伯來語の原書には舟と記し、英譯書にも舟 (Ark) と記せり、之に對し日本にて傳統の神器を納むる御器を、御船代といふは、奇しき一致と申すの外なし。我國に傳はる神器は、古傳説には三種とあるも、皇孫の携帶し賜ひたるは二種の如くに諸書に傳ふ、即ち古語拾遺に曰く、「天照大神、皇孫に八咫鏡及草薙劍二種の神寶を授賜して永く天璽となさしむ」と、日本書紀安閑天皇の條に曰く、「天皇の崩するや、嗣なきが故に、群臣繼體を擁立したる故例を追ふて、安閑の弟、ヲシダテに劍と鏡とを奉りて皇位に即かしむ」云々と、舊事本紀第五、櫻原宮の條に「高皇產靈尊の兒、天富ノ命、諸の齋部を率ゐ、天璽の鏡劍を擧げて正殿に奉安り玉ひき矣」と載

せ、また同書第六、其他儀制令、大殿祭禮詞、貞觀儀式等にも、鏡剣とのみ録せり、然れば三種といふ古傳説の嚴存したる事は確實なるも、傳へられたるは二種なるべき歟、之は蓋りに著者が言ふことに非ずして前記の古典籍に説く所を参考として掲げたるなり。一説に曰く、神器の一たるカガミは、漢字にて書き現はさるゝ所謂鏡にあらずして、古語のカンガメ、即ち神鏡ならんと、是を其の容器より觀るに、皇大神宮儀式帳には、高さ一尺四寸、深さ八寸三分、内徑一尺六寸三分、外徑二尺とあり、丸き筒に似たるより之を御槌代といひ、之を奉安する臺の器を御船代と稱す。飯田武卿の日本書紀通釋に據るに、神鏡最内部の容器は黄金の鐘にして、其の寸法は高さ一尺三寸、徑九寸、覆蓋にて、黄金の合せ目は金銀にてつなぎあり、蓋にも身にも處々に屋形の圖を鐫り付けたりと、而して是は明治六年四月、宮中にて親しく檢したるものなりと同書に記載せり。昔、雄略天皇は、天下に朕が開きて見られざるものなしと宣ひて、此の黄金の鐘、即ち鏡の口を開かせ給ひたるに、中より白き煙出でたるより、畏みて之を素の如く密閉せしめたまひたりと國史に載す。また平家物語に左の文を載す、曰く、「凡そ神璽と申すは、神代より傳はりて代々の御帝の御守りにて、驗の箱(著者曰、希伯來人は)に納めけり。此の箱開くことなく見る人も無し、之れに依りて後冷泉の御時、いかゞ思しけん、此の箱を開かんとて蓋を取り給ひしに、忽ち中より白雲上り給ひけり、\* \* \* 紀伊の内侍蓋覆ふて絨けい納め奉る」云々と。神鏡と稱せらるゝかんがめの中より、前後二回とも白き煙出でたりとあるより察するに、中には或種の穀物納めありて、之が多くの年代を経る間に白き粉と化したるものにあらずやと謹んで推考す。

希伯來傳國の神寶の一なる黄金の壺には、マンナと稱する穀物を納めあり、此の穀物は前文に記載せる如く、希伯來民族が一大饑饉に襲はれたる時、天よりこれを降して民に恵みたれば、感謝の記念としてその少量を神寶の一に加へて永世に保存するものなり。此の穀物に就て猶太經典に録するところ左の如し、「曠野の表に霜の如き小さき圓きもの地にあり、イスラエルの人々これを見て此は何ぞやと互に言ふ、其はその何たるを知らざればなり、モーセ彼等に言ひけるは、是れは神が汝等の食に與へ賜ふパンなり」と。(出埃及記四)此の穀物を煮て食し或は炒りて糧とせること、及び極暑にありては煮たるもの、翌日まで保たざる事を同書に記して曰く、「今日汝等焼かんとする者は焼き、煮んとするものを煮よ、\* \* \* モーセ彼等に誰も朝までこれを残し置くべからずと言へり然るに彼等モーセに聽き従はずして或者はこれを朝まで残したりしが蟲たかりて臭くなりぬ」と。(同章十九節よ)又その穀物の白く旨かりしことに就いて記して曰く、「その物の名をマンナ(Manna)と稱べり、是は莞の實の如くにして白く、其の味は蜜を入れたる菓子(同章三十節一)の如し」と。(同章三十節一)而して之を壺に入れて神前に供へたることに就て曰く、「モーセ祭司アロンに言ひけるは、壺を取りてその中にマンナ一オメルを盛りてこれを神の前に置き、代々の子孫のためにたくはふべし、神のモーセに命じたまひし如くにアロンこれを律法の前に置いてたくはふ」と。(同章卅三及卅四節)如上の貴重なる四千年の古典に依りて希伯來人が常食とせるマンナは、米なるを知ると共に、我國にて米飯を俗にマンマと稱ふるは、其の味のうまさより其の名の起れりとする傳説と、「其の味は蜜を入れたる菓子(同章三十節一)の如し」とせる彼れの傳説との一致は恰も符節を合すが如くなるは唯だ驚くの外なし。また我國の神社にて神職が撒米の式と稱して米を撒く古實は、

何人も其の由来を解する者なきも、太古天より米を撒き降されたる恩恵を記念する行事なるが如くに余は考ふ。經典にマンナ一オメルとあるは、我國の一升三合八勺に當り、正にその高さ一尺三寸、徑九寸の黄金の甕に納まる量と略ぼ同一なるは、是亦驚くべき一致なり。

預言者エリヤの昇天に對し、基督教徒の多くは彼が肉體のまゝ蒼空の天界に昇りたるものと信することなるが、凡そ古典を解釋するには、時代思想に注意を拂ふこと肝要なり、猶太經典の前五書に筆を執りたるモーセの時代に、世界を平面なりと考へたる事は、創世記に記載するが如くなるも、コロンブスの地球説出で、以來舊説は自然に消滅せしが、之が爲に聖書の價値は失はれたるものに非ず。又或時代には、地上最高の處を天といひたることあり、例へば亞細亞洲中最高とせられ、彼の世界洪水に、ノアの方舟の止まりたるアームの地を我國にて無意識に天と呼び、祖先は天より降りたりとし、朝臣を雲の上の人、即ち月卿雲客と呼びたる時代ありしが如し。渾名をチベット衆と呼ばれたる預言者エリヤが、海拔一萬二千呎の高原に國を成せるチベットに落延びんとするに際し、其の行方を知らるゝに於ては、敵に追跡せらるゝ虞あるより、天に昇りたりと稱して韜晦せるものと余は解す。著者が神人エリヤに就て執拗なる詳論を試むるは、我が最愛尊貴なる祖先が何の原因に依りて故國を去り、千艱萬難を凌ぎて極東の海島に神國を創建するに至りしやを探明せんと欲する報本反始の誠意に驅られてのことなり。

猶太經典には極めて簡単に「エリヤは大風にのりて天に昇れり」と記載するも、其の裏面には重大なる事件の籠れるものあるを察せらる、即ち彼は希伯來固有の神教を奉じて、當時の國王を始め大多數の國民が歸

依信仰せる外來の偶像教を排斥し之と闘ひたることは是なり。書典にエリヤが八百五十人の異教の法教師を殺せりと記すも、固より斯の如き多數の敵人をエリヤ一人にて殺し得らるべきものに非ざれば、必ずや彼の同族にして武勇の譽れ高きガドの勇士に命じて誅戮せしめたるものなるべし。又此の事件の反動として、殺されたる法教師等に屬せし多教の信徒が此の未曾有の騷亂を唯々袖手傍觀せりとも覺えざれば、こゝに宗教戦とも云ふべき一大波瀾起り、衆寡敵せずエリヤはガドとマナセの有志等を率ゐる陸路軍車を東方に進めて踪跡を晦せるものと推定す。時は紀元前八百九十六年にして、今を距る(昭和三年)二千八百二十三年、皇朝神武天皇即位紀元前二百三十六年の頃に相當す。其の徑路は、西部亞細亞洲の聖地、ヨルダン河畔のガドとマナセ族の領域を基點として東進し、波斯、阿富汗斯坦等を経て西藏に入り、彼處にて二隊に別れ、一隊は更に東進を繼續し、今の浦鹽斯德よりニコリスクを併せて國を成せる沃沮と隣接して聚落をなし、北朝鮮を經由、遂に極東の海島に達して此處に留まり、他の一隊は南進して暹羅に入り、暫く此の地に駐まりてありしが、漸次海航の便に依り南支那を經由して琉球に到り、更に東遷して極東の九州に達せるものと考定す。固より此間多くの星霜を経たるものなるは論なく、某々地を經由せりと書けるも、其は單に通過せりと云ふ事に非ずして、或一定の期間其地に聚落を成して留まれりといふ義なり。又東進を繼續せる團體も、南下せる宗族も、決して人跡未到の處女地のみを跋涉せるものに非ずして、到る處の異民族を風化し或は征服しつゝ漸進せるなり。支那の存在は、上古既に希伯來人に知られ居り、紀元前七百五十年の頃に書かれたる以賽亞書四十九章十二節に、シニムの地として記載しあり、聖書學者は孰れも之を支那と釋明せり、支那の史書にも紀元前二百年、

西漢の時代に希伯來民族の東遷して其の國に移住せることを傳へ、彼等に割禮の特習ありしより、之を刀筋教民と呼びたり。既に遠く支那に移殖せる通商貿易に抜目なき希伯來人が、一葦對水の彼岸に、倒扇形の靈嶽を擁する瑞穂の國の存在を知らざりしと誰か言ひ得んや、彼等が本洲に來航せるは蓋し想像以上に古きものある可し。希伯來民族が幾度か外寇の厄に遇ひ、四散して他國に移住せるは、嘗に東亞諸洲のみならず、西歐諸國にも入込みたるものなりしが、歐洲人にとりて彼等は全く異種異教の民なれば、各地に於て排斥せられ且つ其の事柄を詳に史書に記されたれば、幸に後世に傳はるも、東亞にありては略ぼ同種の亞細亞人なるが故に、此の民族の移住に多くの注意を拂はず、又其の記録をも怠りし爲め、遂に文獻の見るべきものなくして今日の朦朧を至せり。人或は現代の猶太人と我日本人とは、其の容貌骨格等の著しく相違せる點を擧げて云爲することなるべきも、之は西部に移住せる彼等が、歐洲の大部分と亞細亞の西南部及び亞弗利加之北部に分布せる白哲美人型のコーカシヤン種族と混血せるが故にして、之に反し東遷せるものが比較的多く東洋型を保有するは、東亞各地に棲息せる古代亞細亞民族と婚嫁せる結果に外ならず。概して我が日本人の矮小なるは、美人型を以て稱せられたる短小の先住民族と雜居混血せるが故にして、本來の國祖諸尊、例へば彼の素盞鳴尊の如き或は鹿島香取の諸尊の如きは、皆軀幹長大の偉丈夫なりしことは、口碑に將又古書古像に傳へて人の普く知る所なり。因みに言ふ、上古猶太民族が移住せる波斯に、菊花を紋章とする王室と、スサと稱する國都あり、我がスサノヲと尊稱せらるゝ尊は、所謂スサの王なりしが故に此の御名あるにあらざるや、又支那上海に現住して巨萬の富を擁する同地隨一の猶太富豪の姓をカドリと云ひ、露國知多市にも同

一姓の猶太紳士あり、是亦我が建國の偉人、カドリ即ち香取の尊と同姓なるは奇と謂ふ可し。

希伯來民族東遷の徑路を前記の如くに考定せるは、左の理由に據れるなり、即ち波斯はイスラエル國と其の境を接し、古來希伯來人との關係最も深く、希伯來の碩學ダニエルは波斯の總督となり、其の墳墓は同國スサの古都に現存す、又波斯はユフラテ河畔一帶の未開地を開放して希伯來人を招致せるより、沿岸の曠野到處に同民族の聚落を見るに至り、而して此地の管理者は必ずイスラエルの明君主ダビデの血統者を以てせられ、波斯貴族の待遇を與へられたり。其他波斯王室の紋章は十六瓣の菊花にして、日本皇室の御紋章と同型なること、及び同國にスサといふ古都ありて、其の名稱は我が出雲朝の開祖にして、また北韓の首長を兼ねたまへるスサノヲ、即ちスサの王を聯想せしむるものと與に、波斯の文法は、故田口博士(吉)の研究に據るに、日本の文法と同一なりといふ等、彼我上古の關係を偲ばしむるものあり。阿富汗斯坦に就ては、同國人が自ら稱してイスラエルの後裔なりといひ、希伯來の風習を今日に傳ふ、其故は上古希伯來人が敵國の王、ネブカデネザルに祖國を追放せられ、此地に遁れ來たるものにて、其の國民が男女共に、黒衣を纏ひ居るは母國の首都エルサレムの陥落を悲む表意なりといひ、純然たる希伯來人の郷土なれば、エリヤの團體は無論此地にも駐まり、而してエリヤが第二の故國に等しき西藏に入りたるものと推定す。西藏に就ては、元來エリヤはカナンの先住民族たるギリアデの故地に住せるガド族の産なるも、一名をテシベットのエリヤと呼ばれ、(列王紀略) 是が原文は *TESHIBITE* にて、テシベットとチベットの中間の發音なり。エリヤは希伯來固有の神教を奉じて、當時殆ど全國に行はれたる偶像教に反對せる爲め、國王及び異教徒の迫害を蒙り、

國外各地に漂泊せる人なれば、姿を晦すに便なる四周高岳の西藏にも水く潜伏せるより、此の別名ありしものと察せらる。西藏の地勢は周圍海拔一萬呎乃至三萬呎の峻嶽を以て連続せられ、首都ラサは海拔一萬二千呎の平原、即ち我國の富士山の頂上に等しき處の曠原に在るより、自然鎖國の状態にありて外人と多く接せざれば、其の住民の風貌は現今の猶太人の如く白人と混血せるものに非ざれば、酷だ我日本人と相似たり、而して彼等は希伯來の系統なりと傳ふ。西藏人は信仰に篤くまた美術の技工に巧みなり、彼の成吉思汗の西征後、彼等は佛教の別派なる喇嘛教を奉じて之を蒙古に傳へ、蒙古に於ける各喇嘛大寺院の佛像佛畫及び金銅の器具樂器等は殆ど西藏人の製作に係るものにして其の雄大精巧なるは、著者が先年外蒙古の喇嘛寺に於て親しく目撃せることなり。山嶽に鎖されたる孤立の民に此事あるは、畢竟其の淵源遠く希伯來の文化に起因せるものなるを疑はず。成吉思汗以來西藏は支那に屬するも、其の文法は支那に似ずして我が日本の文法其の儘なる等は考慮すべきことなり。

西藏より別れて更に東方に進みたる一隊に就ては、朝鮮にも希伯來風俗の遺るもの多きと、其の地勢は支那と隣接し居るに拘らず、その文法の日本に類すること、及びその言語にも日本の古語の雜り居る等注目すべきものあり。著者が朝鮮に見學に赴きたるは明治四十五年の頃なりしが、上流階級の婦人の外出には覆被を被りて顔を覆ひ、また小溪の水清き處に白衣を着たる老嫗少婦等が白衣を洗ふ光景は、宛然希伯來の古俗を偲ばしむるものあり。男女白衣の常服を着るは、其國土東方に位し、而して東方は青きを貴び、青は白色の重層せる色なるが故に之を尙びて身に着くるといふ、即ち希伯來人の常習とせる東方を崇むる信仰と其揆を

一にするものなり。素蓋鳴尊、出雲朝の基を定めし後、その御子五十猛命を帥りて當時根の國と呼びたる韓土に至り、曾戸茂梨の地に處りて民を治め、後、五十猛命を出雲に歸らしめ、樹木の種子を齎らして紀の國に播種せしむ。韓土よりは天日槍命が出雲に往來せるあり、而して根の國といふは我瑞穂の國の穂に對して、その本據の義なりといふ。又神武天皇の皇兄稻飯命が新羅に王たりしなど其の關係の淺からざるものあり。

西藏より分れて南下せる一隊が暹羅に達したることに就ては、暹羅の風俗にも希伯來の風習の遺るものあり、又其上流階級の人物にも希伯來型にして併せて日本人にも酷似するものあるは注目すべし、彼國の貴族と日本の上流階級者と一堂に會すれば、兩者殆ど識別すべからざるほどなり、先年來朝せるシャム皇弟と其妃の寫眞は來書の口繪に掲げあり。貴人の邸宅の門は日本の鳥居に似たる事、及び往昔山田長政が其の部下の日本人を率ゐて暹羅の外敵を滅ぼし、王女を娶りて貴族の班に列したるは、その武勇以外、容貌の克肖といふことも争ふべからざる事なるべし。婦人の雄々しきことも古代日本の婦女に似たり、暹羅婦人が斬髪なるが故に我の風習に異なれりといふ者あらば非なり、昔は長髪の風なりしが、隣國カンボジャと隙を生じたる時、壯年の男子が皆遠く野外に出で、不在なるに乘じ、敵兵突如來襲して城を包圍し一舉にして陥さんとせしが、此時城内の婦人等はみな斬髪男裝して弓矢を執り、城壁に現はれたれば、敵兵案に相違し逡巡して進まざる間に、野外の壯丁馳歸り挾撃して大勝を博し、爾來シャムの女子は斬髪男裝を誇りとする事となれば、後世變遷せる風俗の異同を以て云爲すべきに非ず。著者が日本とシャムと關係あるべき事に就て考を起したることには深き遠因あり、余が往年北海道のアイヌ村落に在りて潜心研究せる頃、アイヌが日本人を外

來人といふ意義にて、シャモと稱するより、余は此語に不審を懷き、多くのアイヌに其意義を質したるも得るところなく、偶々余に其子弟の教育を托せるエウカシ・ワッカと云ふ酋長が、其老父より聞ける言なりとて語るに、シャモとは日本人の來りたる處の名なり云々、余は之に端緒を得てより以來、昔シャモロといひたるシャムに注意を拂ふに至れり。爾來シャム人の容貌骨格及び言語風俗等に於て調査し、併せて先年來朝せる暹羅皇太子と其妃及び隨員等の相貌を觀て日本人と酷似の偶然にあらざるを確めたる等に據るなり。暹羅より南支那を経由せる事に就ては、昔我國にて彼の地方を常世の國といひ、日本紀元七百二十年、垂仁天皇の御代に田道といふ臣下を常世國へ遣はされ、天皇御嗜好の橘の果を覓めしめ給ひたる事あれば、上代より既に彼地と交通ありしこと瞭かなり。其果實は今も南支那福建泉州地方の名産とせられ居り、所謂常世の季節は古今同一にして、四季を通じ綠樹蔚蒼として橘花芳芬を吐き、人は勤勉にして活潑、其風俗も屈身の禮、安座の習より、下駄草履の如きものを穿くなど皆日本に類するものあり。其航海に就ても、南支一帶、特に福建地方と我九州とは、潮流と貿易風との關係にて、人は船に乗り、舵を握れば殆ど櫂を要せずして自然に到達せらるゝの便あり、此間の潮流は、冬期は東北より西南に、夏期は西南より東北へ、一日約四十哩の速度にて流れ、貿易風が又これと同様に吹き添ふが故に、非常なる速度を以て琉球乃至九州等に往復せらるゝ等に據るなり。琉球を経由せる事に就ては、古より琉球は暹羅と交通ありしこと琉球の古書に傳へて明かなり。陳侃使録に曰く、「至於蘇木胡椒等物、皆經暹羅日本」云々。旅行心得書に曰く、「琉球は隋唐之時代より、滿喇加國、爪哇國、日本國、暹羅國、高麗國、交趾國杯に渡海致し、商賣仕來候」云々。

又琉球より暹羅に正使を派して方物を獻したることは琉球家譜に載す。陳姓家譜に曰く、「二世火長諱浩、嘉靖八年己丑八月十五日、爲交易事、奉使爲火長、同通事林陳、前往暹羅國」云々。鄭氏胡城系譜に曰く、「四世正議大夫玖、正德四年己巳十月九日、爲收買進貢方物事、使奉爲正議大夫、同通事鄭昊、前往暹羅國」云々。金姓其志堅里之子親雲上系譜に曰く、「四世通事鼎、嘉靖十五年丙申八月十四日、爲交易事、奉使爲火長、隨正使馬三魯、帶磁器物、前往暹羅國」云々。以上は多くの中より一例として掲げたるものなるも、以て暹羅と琉球とは古くより交渉ありしことを證するに足る。又琉球の開祖は天孫氏なりし事を琉球の古史に傳へまた我が古書にも録せり。徳川家譜三國源裔記に曰く、「琉球國の系譜の儀松平豐後守殿を以て按司(琉球王)方へ御尋ねありしかば、答に始祖を天孫氏といふ、其始一男一女自然に生出で夫婦となる、これを阿磨美久(日本にて天皇)といふ、三男二女を生めり、長男を天孫子といふ、國王の始なり、二男は諸侯の始となり是を按司といふ、三男は百姓の始となる、長女を君々(二女を祝といひ、國の守護神となる、一人は天神となり一人は海神となる)云々。琉球はもと支那と日本に隸屬したるより、漢文と日本文との兩様を採用せることは、彼地の碑文に漢文を以てせるあり、或は日本文を以て録せるものあるに徴して知らる。蔡溫御教條に曰く、「御當國之儀、天孫氏被遊開國候得共、御政法又は禮式杯と申す事も然々無之、小國の事にて何處不自由罷在候處、其末の御代より方々へ致渡海、其働きを以て、乍漸國用管合置候」と。著者が琉球に赴きたるは明治年代の頃にてありしが、其人物は多髯の者あり無髯の者あり、或は支那式の容貌を備へたる者等の混同せるものあるに不審を懷きたるが、今にして稽ふるに、出雲種族と高天原種族及び支那の

南方種族等の混血せるもの、如くに推せらる。首里と稱する首都の西東に方り久米といふ邑あり、維新前に於ける我が内地の士族屋敷町の如き有様なるより、之を土人に質したるに、久米邑は舊王國時代の武家町にて、其の住民は往昔西方の大陸より移住せる武人の末裔なりと云ふ、琉球にて武士の居住する町を久米邑といひ、武士を久米といふは我が朝の古へに似たり。古事記神武天皇の條に、武士を久米と呼びたることを載す、曰く、「久米の直等が祖、大久米の命二人、兄宇迦斯を召し罵りていひけらく」云々、またその御歌に、「みつみつし久米の子等が頭椎石椎もち今撃たば善らし」とあり。また昭和三年十一月京都に於て執行せられたる御即位式の大饗の御儀に演ぜられたる久米舞の由來と其光景を記録に傳へて曰く、「中央の舞樂臺のほとり火焰臺うるはしき太鼓のかなたより樂人の撥の音起り聖代平和の調べゆかしく久米舞がある、これは皇祖神武天皇四方の夷を平げ、劍を按じ弦を鳴らして皇業を成就せし股肱の久米の諸人、地を蹴つて凱歌を奏し、和琴に合せて勇ましく劍舞したといふ故事に據る」云々と。本居釋にも、久米の子とは久米郡の軍兵を指して云ふとあるに思ひ合せて、余は彼我の久米といふ言葉に一道の脈絡あるものと信ず。我が内地にも久米と稱する多くの地名あり、蓋し上代武人の居住せる郷邑なるべし、即ち伊勢、大和、美作、伊豫、伯耆、周防、筑前、肥後、越後、信濃、遠江、武藏、常陸等に久米と稱する處あり、また來目、來女等の如くその文字を異にするも發音の同一なるもの全國各地に散在す。琉球にはまた蝦夷語の地名の遺るものあり、之は本書第三章以下に詳説せるが如く、蝦夷とは出雲朝没落後、同民族に對する賤稱なれば、蝦夷語といふは出雲語と解して可なり、而して琉球に蝦夷語の遺るものあるは、即ち出雲の權威が海洋に點在する琉球にまでも及び居

りし事を語るものと解す可し。琉球唯一の港灣なる那覇の近くに、泊と書きてトマリと訓する處あり、安里川の川口に位し、小船の繫留に便なる小灣なり、蝦夷語のトマリは小船の碇泊に便なる小灣といふ義にして、之と同一の地名は我が維新前まで蝦夷地と呼ばれたる今の北海道に蝦夷地名として現存す、即ち渡島檜山郡、後志島牧郡、北見宗谷郡及び千島の國後、樺太の大泊等にあり、孰れも蝦夷語の意義の如き小灣を有するは争ふべからざる事なり。本洲内地にも泊又は小泊と稱する地名あり、即ち筑前、伯耆、薩摩、出雲、若狹、越中等にありて小船の碇泊に便なる地なり、陸奥北津輕郡の日本海に面したる處に小泊と稱する小灣あり、昔蝦夷地へ航行の船舶が東廻に會ひて津輕海峡を乗越す能はざるときに假泊せる處なりといふ、琉球の國頭に今泊といふ處あり、其の地には内地及び北海道に於けるが如き小灣ある等に徴し、彼我共に上代出雲民族、即ち蝦夷の命名せるものなる事は疑義を容れず。琉球人はその聯島の一に當てたる國頭の文字をクンチャンと訓す、これも蝦夷語の地名なるが如く、而して之と略ぼ同一なるクンチャンといふ蝦夷地名は北海道後志磯谷郡にあり、獵師の小屋のある所といふ義なり。琉球の國頭に、轟と書きてトドロキと訓する地名あり、これも蝦夷語にして、之が例證は北海道後志余市郡にトドロキといふ蝦夷地名ありて、トドロキの瀧及び内地人の經營する轟、鎮山の所在地として名あり、樺太の敷香にもトドロキといふ地名あり、此處にも瀧ありて其の附近にある峠を轟峠といふ、本洲内地にも蝦夷語に起原する轟の地名の多きことは本書第二章に詳説せるが如し、蝦夷語トドロキは湧泉又は瀧のある處といふ義にして、琉球國頭の轟にも轟瀧と呼ぶ瀧あり、内地東京府荏原郡調布に等等力といふ地名あり、此處にも有名なる轟の瀧と湧泉ある等に照し事實は蔽ふべ



からず、近頃琉球地方に於て蝦夷時代の石器土器を發掘せる考古學者もあれば、今は之を疑ふべき餘地を存せず。尙又琉球群島中の最大なる伊平屋島に、上代より世傳代承して傳はる口碑あり、曰く日本人はイヒヤ島より日本に渡りて國を建てたりと。余按ずるに日本に渡れりといふは、我が九州を指せることなるべく、之に依りて琉球人の所謂天孫氏が、九州の日向に降臨したる古事に想到し得ざるにあらざるも、之には尙一層の研究を要する事なり。地名イヒヤはイセヤの訛りなるべし、若し然りとすれば、我が古語のイセヤ、即ち神拜の所といふに相當す。イセは神祭の地にも或は神にも通ず、上古埃及の至上神をイセスといひ、希臘にても此語を以て稱したれば、セの音に力を籠めてイセをイセスといひたるは古代通有の語なるべし。ヤは古語の所或は國といふ義にして前者と同じく遠く西部亞細亞に於て使用せられたる言葉なることは、アツスリヤ、メソポタミア、シリヤ、クレミア等のヤに於て之を觀るべし、イヒヤの琉球に於ける、クリヤ(厨)カワヤ(厨)イセヤ(伊勢屋)等の邦語に於けるに徴して、彼我一道の脈絡あるを察せらる。日本人種は南洋の蠻族より起れりと主張する學者等は今一段の研究を重ねて可なり。古へ琉球に天孫氏ありて其の國を統べ、其の王宮を龍宮城と稱したりと傳へ、今も天孫廟ありて民之を祀る。天孫民族が暹羅及び南支那を経由して暫く琉球に留まり、遂に九州に上陸して其根據を定めたるは、海路ほど遠からざると、潮流は自然九州に到達するに便あす。ここなれば爾く考へ得られざるにあらず。九州の別府灣に近き直入郡の神原に祖母ヶ嶽ありて此處に延喜式の姫嶽神社鎮座す、傳へいふ神武天皇の皇祖母、豐玉姬命を祀ると、或は曰ふ、此の山は即ち天孫降臨の古の高千穂峰なりと。嶽に登ること數十歩の處に、太古の佛を偲ばるゝ大なる巖窟あり、窟前の古祠に、往

年此の窟内より發掘せりといふ古き人骨を藏し、俗に之を龍骨と稱してその少量を參詣人が密かに持歸り守にするといふ。余謹んで按ずるに、昔は皇上の御躬を龍體といひ、謁見することを龍顏に咫尺し奉ると稱し、御憤りのことを逆鱗といふ。而して高貴の御遺骸を巖窟に埋葬する風習にてありし故に、此の龍骨と傳へらるゝ古人骨は、上古此處の巖窟に奉葬せる高貴の御遺骨なるべしと信ず。史家はたゞ空論と白紙の上に文字を羅列して能事しせりとする事なく、是等の史蹟地をも實地踏査して國祖に報ゆる所あるべきなり、また國家としても皇祖の史蹟に對し其の祀を厚くし崇敬の誠を盡されんことを余は希望す。上古の希伯來の風習も貴人を巖窟に葬りたるものにて、太祖アブラハムを始め、最後の聖者耶穌も巖窟に葬られ、其等の墳墓は嚴重に保存せられ、參詣者今に絶えず。二千數百年以來國家無き君主無き猶太の氓民にして猶ほ此の美舉あるに、萬世不易の日本國家にして高貴の墳墓に對し之を不問に附するは、國俗たる崇祖の美風を滅するものと謂ふべし。上古希伯來に於て巖窟に埋葬せるは貴人のみに限られ、通常人は丘の半腹を窟の如くに作り、此處に埋葬してその表面を石灰にて白く塗れり、新約聖書の馬加傳に、基督が偽善者を罵りて、「爾等は白く塗りたる墓の如く、外は青きが如くなるも内は汚れたり」といひしに徴すべし。琉球に於ても貴人を巖窟に葬り、通常人は丘の半腹を窟の如くに作りて葬り、其の表面を石灰にて白く塗ること古代の希伯來風俗と同一なり。讀者は如上擧げたる多くの例證に依りて選民が東進せる徑路の一端を窺ひ得たることなるべく、著者は更に筆を新たに希伯來の勇者、ガド族とは如何なるものにして、而してこれがまたニッポン民族と如何なる關係にあるやに就き、次の章に續述し以て此稿を完結す可し。

## 第十二章 神聖なる大日本と國號の由來

希伯來三聖祖の一にして其の名をイスラエルと稱したるヤコブに十二人の子あり、本書の所説に重大なる交渉を有するガドは即ち其の一人にして、ガドとは幸運といふ義なり。西部亞細亞のカナンに於けるガドの領地は、經書に有名なるヨルダン河の西方の沃野にして、南は同胞ルベン族の領土に接し、北はイスラエルの宗族マナセの郷土と境を接し、東はカナンの先住民族ギリ阿德の地に接し、而してガド族は後に此のギリ阿德の廣大なる土地を併せ領して其の民と雜居せるより、記録にはガドとギリ阿德とを混同し、或は二者同一の民族なるが如くに書せり。按ずるにギリ阿德種族は後に故國を遁れて東方に遷移し、而して彼等は常に洞窟に住したる(賤民は平地に穴居せり)短軀にして疎髻の種族なりしに推して、我國の先住民たる土蜘蛛、即ちイエッタ民族に類するところあり、又其の族名のギリ阿德といふよりすれば、今日西比利亞沿海州のウドスキー郡を中心として黒龍江の河口より樺太に棲息するギリヤク民族の祖先なるべしとも察せらる。近世人類學者の中に、日本の祖先をギリヤクに擬する者あるは、彼の民族と接近し居りたるガド族と誤れるものなるが如し。著者が先年西比利亞に在りて實見せる所に依るに、ギリヤクの容貌骨格及び黄色の皮膚、黒き毛髮、眼の細長く黒き點より身長其他性格に至るまで殆ど我が日本人に類するものあるを覺えたり。

希伯來の別名なるイスラエルの十二派中に武勇を以て聞えたるガドに七子あり、孰れも天資英邁、其の顔

は獅子の如く、その捷きこと山に居る鹿の如しと經書に傳ふ。創世記四十六章に七子の名を録せり、曰く「ガドの子は、ゼボン、ハギ、シユニ、エヅボン、エリ、アロデ、アレリ」云々。以上の七子は後に七支族となり、之を總稱してガド族と稱せり。民數紀略二十六章に曰く「ガドの子孫は其宗族に依れば左の如し、ゼボンよりはゼボン人の族出で(著者曰、ゼボンとは英譯の聖書より譯したるものにて猶太人はゼの發音を出すこと能はざれば之をニッポンと云ふ)ハギよりはハギ人の族出で、シユニよりはシユニ人の族出で、エヅボンよりはエヅボン族出で、エリよりはエリ人の族出で、アロデよりはアロデ人の族出で、アレリよりはアレリ人の族出づ。ガドの宗教は是の如くしてその數へられし者は四萬五百人なり」云々と。著者の研究に據るに、往古西部亞細亞を出で、シヤム及び南支、琉球等を経て極東の海島に渡來し、此處に神國を創建せる偉大なる民族は、此のガドの宗族たるゼボン、即ちニッポンと、太祖ヤコブの世嗣なるマナセ族なる可しと考定す、之に就ては尙後文に詳述す。

太古人類の罪惡其の極に達し、天譴忽ち到りて四十日夜の豪雨に世界は一大洪水に覆はれ、神の人ノア一族の外、人類悉く絶滅せりと猶太經典に録せり。神ノアに命じて神の道を行ふ清淨なる新世界を拓かせ給ふ、而して希伯來人はこの神勅を蒙りたるノアの直系なるが故に自ら稱して神の選民といひ、ガドは即ち其の聖裔の一人なり。カナンに於けるガド族の常業は主として農牧なりしが、壯者は専ら軍務に服せり、彼等の武勇はその天稟に出づるものにして、當時イスラエル國內にありても武名を轟かせることは歴代志に明載せり、同書上篇十二章に曰く「ガド族の中より曠野の野に脱れ來りてダビデ王の軍に歸せし者あり、是はみな大勇士にして善く戰ふ軍人、楯と戈とをつかふ者にて、其の勇は獅子のかほの如く、其の捷きことは山にをる鹿

の如くなりき。\*\*\*その最も小さき者は百人に當り、最も大なる者は千人に當れり。正月ヨルダン川その全岸に溢れたる時に、是等の勇士濟りゆきて谷々に居る敵を悉く東西に打奔らせたり」云々。ガド族よりは唯り武勇の士のみならず、著名の智者も許多輩出せり、其等の中にはギリ阿德民族の王となり又イスラエル國の元首となりシエフタ及び大預言者エリヤあり、其他ダビデ王の顧問たりし智謀の士パーゼーイ等あり、パーゼライは一名をガドの人といふ義にてガドと呼ばれ、常にダビデ王の近側に侍して樞機に參し、屢々王を戒飭し苦諫を呈して遂に賢王の名を成さしめたるは偏に隠れたるガデの力と謂ふべし、歴代志上篇二十一章に曰く「時に神はダビデ王の先見者ガデに告げて曰ひけるは、往きてダビデに告げて言へ、神エホバかく言ふ、我は汝に三つのものを示す、汝その一を撰べ、我之を爲さんと、ガデ乃ちダビデの許に至り之に言ひけるは、エホバかく言ひたまふ汝擇べよ、即ち三年の饑饉か、又は汝三月の間敵の前に敗れて仇の劍に追ひしかれんか、又は三日の間エホバの劍、即ち疫病この國にありてエホバの使者イスラエルの四方の境の中にて撃ち滅ぼすことをせんか」云々、是れダビデ王に非行のありしより之を戒めたるものにて、神勅を蒙りたるガドの聖者の權威は王を凌ぐものありしを觀る。

上古希伯來の聖者は、大節に臨み何れも未來を洞觀して豫言せり、是は卜占の法に依りたるものか、或は直接神明の啓示を蒙りたるものなる可し。紀元前一千六百八十九年、イスラエルの祖ヤコブ齡百四十八歳に達し、死期の近きを覺り、十二人の子等を枕頭に集め、各自の前途に就て豫言せる事を創世記四十九章に傳へて曰く「ヤコブ其の子等と呼ばていひけるは、汝等集まれ、我が後の日に汝等が遇はんところの事を汝等

に告げん、云々、其中にてガドに對する豫言は左の如し、「ガドは軍勢これにせまらん、然れども彼は反つて其の後にせまらん」と、是即ちガドは勇武敏捷なれば、例へ敵に迫らるゝも逆まに撃つて之に勝たんといふ義なり。紀元前一千四百五十一年、傑人モーセの齡百二十歳に達し、終焉の近づけるを覺り、イスラエル十ニ支派の子孫等を祝して各自の未來に豫言を與へたる事を申命記三十三章に傳へて曰く、「神の人モーセその死ぬる前にイスラエルの子孫を祝せり、その言は是の如し、云々、而して其中にてガド族に對する豫言は左の如し、「ガドについて言ふ、ガドをして大ならしむる神は讚むべき哉。ガドは獅子の如くに伏し、敵の腕と首の頂とを掻き裂かん。ガドは初穂の地を自己の爲めに選べり、其處には大將の分もこもれり。ガドはその民の首領等と俱に至り、イスラエルと共に神の公義と審判とをおこなへり」と。驚くべきは此の豫言なり、而して後文に依り讀者は著々として其的中せることを悟るに至る可し。又其の地は天の時期の到るまで鎖國孤立の状態にあるべきことを、民數記二十三章に神人バラムの言を載せて曰く、「この民は獨り離れて居らん、萬の民の中に列ぶことなからん」と。モーセも之に就て豫言せり、申命記三十三章に曰く、「ヤコブの泉は穀と酒との多き地に獨り在らん、その天はまた露を降すべし。イスラエルよ汝は幸福なり、誰か汝の如く神に救はれし民たらん、神は汝を護る楯、汝の榮光の劍なり、汝の敵は汝に縋らひ服せん、汝はかれの高き處を踐まん」と。世界廣しと雖も三千年の後に是等の豫言的中せる國は、我が日本を指して他に之を見ること能はざるべし。吾人はこれに對し襟を正して天佑の豊かなるを感謝せざるべからざる也。果せる哉武勇絶倫なるガドと示家のマナセ族とは旭日登天の勢を以て東方に進み、其の通過せる東亞諸洲の異民族を蹂躪

し、萬裡を凌いで極東に達し、旭日の出づる處、朝日のたゞさし初穂の大八洲に神の國を創建して歸順せぬ異族を平定し、こゝに萬古不易の天位を確保して神の公義と審判とを世界に行ふ地位に立てるは、悉く幽玄不測なる神の攝理と其の冥護に因るものにして、若し之を以て人爲のみに依りて成就せるものと自ら矜り、隠れたる天業を無視するあらば、天譴の到ること彼のノア時代の洪水もたゞならざるべきや昭々たり。

建國以來我が日本の國を護らせたまふは、天にありては國祖の神、地にありてはうつしかみなる世々の聖天子にてましますなり。古くは五瀬の命、賊軍に邁進して國の爲に御命を縮めたまひ、日本武尊もまた國難に薨じ給ふ、神功皇后は御女性の然かもたゞならぬ御身を以て三韓を親征したまひ、弘安の役には畏くも龜山天皇、親ら石清水の神に祈請したまひ、また御自筆の宣命を伊勢神宮に捧げ身を以て國難に代らんことを祈らせ給へり。天子と幹枝の關係にある各皇族も、國家の大節に臨みては、必ず身を以て國の爲に盡し給ふを例とせり、彼の護良親王の天業回復に於ける、或は義良親王の奥羽に、成良親王の關東に、懷良親王の九州に於ける臥薪嘗膽の事歴の如きは眞に惰夫をして起たしむるの概あり、近くは明治維新の改革に、熾仁親王は征東大總督として親しく軍を督し給ひ、輪王寺宮能久親王は、緇衣を脱して軍に投じ給ふ等、孰も率先して身を君國に致したまひたるなり。これは當に皇族のみに限らず、苟くも國家に偉業を建てたる人々の遠き祖先に遡るに於ては、概して皇胤に出でざるものなく、藤氏源平の諸族、大江、中原、橋の諸家皆然らざるは莫し。其他民間にありても、一技一藝に秀で多少名を成せるもの、祖先を吟味するに、是亦遠く其の家系は高貴の族に發せざるもの稀なり。歴代の天子は皇子皇孫に富ませたまひ、昔は孰も諸國の司となりて金

枝玉葉は彌が上にも各地に繁榮し、今は口碑傳説も、またその系圖も全く喪はれ居ることなるも、其の血統は依然として失滅せずして民間に存することは瞭かなり。單に景行天皇御一方に就て見るも、皇子七十七人ましまして皆諸國に分封せられ給ひたれば、自然皇胤の民間に雜りて直接に或は間接に人を正義公道に導くものあるを察す可し。著者は素是れ一介の處士、何等世に貢獻せる者にあらざるも、次の文に天子の尊號たる御門といふ事に就て説く所あるより、時節柄或は世人の誤解を招くあらんことを慮れ、自ら忍んで茲に吾家を叙して寸毫も皇室に對し奉り不敬の念を存せざる事を表明せんと欲す。著者の遠祖は阿保親王を祖とする大江氏より出で、廣元の嫡子親廣の居城せる出羽國寒河江の東隣なる谷地及び白鳥に累世邑食し、地名を採りて白鳥氏と稱せり、白鳥家がその姻戚最上氏に亡ぼさるゝや、遺子等羽黒の山伏となりて姓氏を秘し、余の祖父も妻の里方の性なる小谷部氏を名乗りてありしが、維新後改姓は容易ならず其のまゝ今日に至れり。小谷部の遠祖は、相州三浦の小矢部に居城し、高望王を祖とする三浦義明の裔に出づと傳ふ。斯の如く父系母系の孰れに據るも著者は純粹なる日本人にして、彼の外國より歸化せる所謂蕃別の後裔に非ざれば、他事は兎に角、尊皇の至誠に至りては決して人後に落ちざるを期す。茲に天子の尊號なるミカドの由來に就て論究するは、我が日本の皇室は世界最古の尊き由緒ある事、及び神の選民の首長として蒼生を指導せらるゝ天任を有し給ふ事を闡明し、神洲日本の臣民たる義務を果さんと欲する誠意に外ならざる也。

我國にて古來天子の尊號をミカド又はミガドと稱し奉り、而して支那文字の輸入せられし以來此の語に御門の二字を當て、國音に便したるは人の普く知るところ、また多くの古書にも御門と記され、而して此語は

殆ど天子と申上ぐる御稱號の代名詞の如くに思惟せらるゝに至れり、而も此の御門の語に何の意味あるやを解する人なきは我國文運の爲め惜むべきことなり。榮花物語の月宴の條などに幾度も御門の語を繰返して載せたり、曰く、「この國の御門六十餘代にならせ給ひにけれど、この次第書き盡すべきにあらず。こちよりての事をぞしるすべき。世の中に、宇多の御門と申すおはしましけり。その御門、御子達あまたおはしましける。」云々。また飛騨匠物語の第五卷に、「御門の御夢に、恐ろしき鬼どもの、あまた集りてなやませ奉るを、」云々。御門おどろかせ給ひて、とくよべとのたまふ、女一の宮も、御門の御やまひおこたらせ給へるを」云々と載する等枚舉に遑あらず。昔は今の參内といふことを、「みがどまゐり」といひ、正月元日の朝賀のことを「みがどをがみ」と稱し、また宮門の守衛を、「みがどもり」と呼びたることは古書に散見す。和語辭典に御門といふ語を説明して、天子の御身、帝系の御一族及び皇居等を、みかどと稱すと載するも、其の意義に就ては釋明する所なし。國語辭典に御門の文字を「みかど」と訓するも、之は漢字の門は和語のカドといふよりの事なるが、日本の古語を解釋するに當り、假りに當てたる漢字の意義に拘泥すべきものにあらず、然るに、天子は國の元首にして家の門に等しければ、みかどといふなどは、國學者の苦しき解釋と謂ふべし。御門といふ言葉の發音に就ても、余輩の青年時代に於ける神官は固より、今日にても山村僻地の老神主等は、之をミカドと云はずしてミガドといふ、即ち主體語のガドに御の敬語を添へたるものなり。於是乎、その主體語のガドに如何なる尊貴の意義を念むものなりやに就ては、讀者が本文を通讀する間に、不立文字として自然に氷解する所ある可し。人或は著者が此の尊號に就て研鑽する事の不敬を云爲すべけんも、之は昔の御

門といひし尊號に代へて、今日、陛下と稱する語を解釋する事と同一にして、乃ち漢字の陛は、邦語の、ノボル、キザハシなどの義にて、下は、クダル、シモ、ヒクシなどの意にて、而して陛下といふ熟語は支那の史記に出で、秦の始皇以來帝王の稱とすと釋明するに齊しきもの也。余を以て是を見れば、支那の如き國家觀念の無き國ならば敢て問はざるも、彌が上にも高しと尊ぶ我大日本國の天子の尊稱に、苟も下といふ文字を入れたる語を使用することは寧ろ不敬なりと思爲す、余は我國の古へより傳はるミガドの尊號の神々しくして尊くもまた難有く拜さるゝを思ふ。此の語を漢字に現はしたる御門の尊號は、上代より近く明治維新まで使用せられたる事は、彼の品川子爵の作と傳ふる有名なる征東軍歌の一節に、「一天萬乘の御門に手向ひするやつを」云々とあるに徴して明なり。斯の如く古今を通じて我日本の天子を御門と稱し奉ることに對し、如何なる學者も其の意義を正解する者殆ど無しといふに至りては寔に遺憾に堪へず。乾徳の高きは字内にその比を見ず、神と仰ぎ奉る明治大帝の皇孫の聖世に生存する臣子の至情として、歴世の御門の神命にまします事を世に闡明せんと欲するは、著者の止まんと欲して止む克はざるところ也。

日本の純粹雜りなき國風は、上下一致和順にして、忠孝といふ文字の有無に拘らず其の實は太古より嚴存し、彼の不祥なる階級争議の如きは我國に夢想にだも存せず、君臣の情は恰も父子の關係の如く、國父は長くも國民を大御寶と曰まひ給ひ、素より民草を威壓するが如き、帝王若くは皇帝などといふが如き嚴めしき言葉はなく、御門といふ神々しき尊號を奉りて民は歡呼せるなり。上代に皇上及び皇族をミコトと稱し奉りたることも、或はミガドの義なりしや知るべし、ミコトとミガドの語音相近く、我上に濁音なければ、ミ

コトといふ語に力を籠めて發音すれば、ミガドと聞ゆることは亦當然と謂ふ可し。後世支那文字の輸入せられし以來、前者のミコトに「尊」の漢字を當て、後者のミガドに「御門」の文字を充てたるより、諸説紛々として起り遂に古傳を喪ふに至りたるも、苟も當時外國の文字を受け入れて自國の言葉に當て振むるが如き難事業を遂行せる程の古人は、學實兩方面に亘りたる當時我國有爲の人物なるべければ、無意義に「御門」の二字をミガドといふ言葉に充てたるものにあらざるべく、必ずや據る所ありて御と門の二字を充てたるものなる可し、而して漢字の御は敬稱の場合に使用するものなれば、ミガドといふ語のミは敬稱にして、ガドは言葉の主體なること、例へば御神といふ言葉は、御は敬稱にして、神はその主體なるが如きものと同一なるを信す。

御門の尊號は後世に始まりたりと説く學者あるも、既に古事記神代の卷にミガドの語あれば、上代より存したるものなること瞭かなり。天照大神神器を授け賜ふ古事記の條に、「この二柱の神は、佐久久斯侶伊須受の宮に齋きまつる。次に登山宇氣の神、こは外つ宮の度相にます神なり。次に天石戸別の神、またの名は櫛石窟神と申す、またの名は豐石窟の神と申す。この神は御門の神なり」とあり。從來の國學者は、この「御門の神なり」とあるを、皇孫の御門を守護する神なりと解釋するは當らず、余はこの御門の神を、皇孫を守護し奉る神なりと釋す、延喜式祝詞に、御門祭詞あり、中古六月十二日に執行せられたる祭典にして、是また皇居の御門の守衛を事々しく祭りたるにあらずして、皇上たる御門を護り賜ふ神を祭りたるものなりと謹釋す。

御門といふ言葉の上代より存したる其他の例證としては、各地の古社及び地名傳説等に遺るものあるに徴すべし。乃ち伊豆田方郡田京に、御門と稱する地名ありて此處を御門村と稱す、此地は往昔國府の舊蹟にて、神階帳に載せたる澤明神社の鎮座あり、官幣大社三島神社は此處より三島に移りたるものなれば、御門に因める古き由緒あること明かなり。伊勢壹志郡松崎郷の天白村に御門塚と稱する古墳あり、其附近に延喜式一志郡須賀神社あれば、是亦御門に因める古社なること瞭かなり。備前御野郡伊福に、三門と書きてミカドと訓する地名あり、此處に天津明神、國津明神の古社の存したることは、國內神名帳に載せたり、また延喜式御野郡天神國神社の兩祠は、三門に廢址を遺すと國志に記載あれば、地名のミカドは祭神に因めるものなることを知らる。伊勢河藝郡上野に尾前神社といふ古社あり、神祇志料に曰く、尾前神社は延喜式、奄藝郡に列す、今上野大字千里の尾崎浦に在り、是を土御門と稱すと、是は御門の文字の上に土の文字を加へて土御門と稱したれば、邦語のツチには漢字の土以外に別に意義ある事なる可し。其一例として、鳥羽上皇は京都禁裏の西に新に内裏を造營し、此所を土御門内裏と稱して御居住し給ひ、南北朝の初、足利尊氏は光明天皇を此の土御門内裏に奉じたる等は、政治上の論争以外に別に據る處あるもの、如くに拜せらる。また人皇第八十三代に土御門天皇あり、第百十四代に中御門天皇あり、又公卿中にありても鳥羽上皇の朝に中御門中納言家成あり、六波羅時代には左大臣大炊の御門、及び中の御門の中納言宗家、其他近き明治年代にありても、大炊御門侯爵、土御門子爵、中御門男爵等あれば、御門といふ名稱は、一部學者の説くが如き皇居の御門に因めるものに非ざること明かなり。此の御尊號に關して不肖なる著者が研究を敢てするは恐懼至極なる

も、之は模糊の裡に遠山を眺むが如き日本上代史に一道の光明を與へんとする研究に樞要缺く可らざる事なると與に、我皇室の神裔に御在す所以を闡明して我等國民の心に無上の満足を得度き臣子の至情寔に止むを得ざるところ、讀者の公明なる判斷とその諒解を乞ふや切なり。

造化の神は世界萬物を創造したまひて後、正義公道を以て人類の模範たらしむべき特種の選民を世に降し賜へり、希伯來種族即ち是なり。是余が一家の私言にあらず、世界的經典に明載せられて世界各國人の齊しく認識する所なり。假りに日本人の一部が之を否認するものとすれば、其眼光は世界的ならざるか、或は猶太人と同一視せらるゝといふ偏見の然らしむる所と謂はんのみ。素より猶太人も等しく其祖先を希伯來に發する者なるも、彼等は亡國以來重に西方の諸國に四散して其國民に對し政治に經濟に將又文化に大なる裨益を與へたるも、己れ自身は糞汁を絞られたる鯨節の如く、或は脂肪を搾取せられたる牛乳の如く、人間として味なき者と成り果てたり。然るに東方に進みたるイスラエルの宗族マナセとガドは、モーセの臨終に豫言せるが如く、「その角は野牛の角の如く、之をもて國々の民を衝きたふして直に地の四方の極まで至り」(申命三十三章)、「初穂の地を自己の爲めに選み、穀と酒との多き地に獨り在り」て神國の基を建て、國主は族長と統帥とを兼ねて神の公義と公道を行ひ、肇國以來未だ曾つて外侮を受けず、世傳代承三千載、常に天祐の下に豊かに生存するが故に、風俗淳朴にして、君は仁に、民は忠に、士は至誠一貫して國恩に報するを念とする等、實に萬國に冠絶するものあるは、皆是れ神の特選を蒙る賜に外ならざる也。

日本に希伯來風俗の多く存する如く、其人物特に上流階級に希伯來型の人多きことは争ふ可らざる事實

なり。先年露國(現代の露國の政權は猶太人に掌握せらる)の老政治家にして猶太人たるヨッヘー氏來朝の節、余は此の猶太紳士を日本に招致せる後藤新平伯に面會し、本書記載の要點に就き殆ど三時間に亘りて説明せるに、醫學に造詣深き後藤伯曰く、「日本の貴族、特に舊堂上公卿華族に猶太型の相貌をそなへたる人多きを見て、多年不審に思ひ居たりしが、今貴説に接して始めて思ひ當れり」云々とて首肯せられたり。又先年余の舊知なる故近衛篤磨公は、余が北海道に在りし頃、公に隨從せる男爵小原隆吉氏と俱に、見苦しき余の草廬に宿泊し賜ひたることあり。多年知己の間柄とて何の遠慮もなく粗末なる浴室に公を導きて余はその背を洗ひ、皮膚の色素及び體格等に就て尙にそれとなく研究し、また浴後食卓を共にしては己れを忘れて公の顔貌を凝視し、その眉毛の殆ど一列に連續せるは、上代の貴族の俤を想像せられ、皮膚の色は底に黒味を帯びたる白色にして、之は埃及の貴族系に類し、目と鼻は概して希伯來型に似たりなど、想像に耽りて研究に餘念なかりし余の態度の不審なりしにや、公は「磨の顔に何かおかしき所ありて君は視つめるのであるか」と反問せられたるときは、余覺えず「公は上代貴族の正裔にてまします」と申したるに、呵々として大笑せられ、食後余の需めに應じ続に大書せられたる揮毫は載せて本書の口書に掲げたり。常に大志を懐ける公は、尙早と稱して容易に筆を執り給はず、斯る大書は始めてなりと之に捺印せる家扶が余に語れり、而して其翌年一月公は東京の本邸に於て薨去したまひたれば、大書せる近衛公の眞蹟を所藏する者は恐らく余の外にあらざる可し。公は從一位近衛忠房卿の嫡男にして、累世五攝家の首位に列し、舊公卿中最高の門位を占め、明治天皇の思召を以て埃國并に獨逸に留學仰付られ、在外實に七ヶ年有餘にして歸朝後、貴族院議長及び學習院長となりて一世の

重望を荷ひ、眞に純粹なる天孫民族の模範たりし貴族にして、余は公の知遇を忝ふること十數年に及び、不言裡に人種研究に裨益を與へられたること尠しとせず。斯くして余の研究は二十餘年を経たる其頃より着手し居りたるものにして、近世學者の或ものが、夕に研究して朝に之を發表するものと聊か其の選を異にするものあるを諒せらるれば幸なり。

日本の上流階級に希伯來、即ち猶太型の人物の多きことは争ふべからざる事實にして、茲に余の多くの知人中より最も親交ある一貴公子に就て説明を試むべし。其は攝津三島郡島本に鎮座、官幣中社水無瀬神社の宮司として累代奉仕する子爵水無瀬某氏とす。茲に氏の名を掲ぐるは余の忍びざる所なるも、我が上代史を闡明せんとする著者の熱誠に免じ切に宥恕を乞ふ。攝津水無瀬宮の祭神は、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を合祀し奉り、孰れも御幼年の頃か或は御讓位の後に、このミナセに住はせ給ひたる御由緒地なるより齋き祀るなり。後鳥羽上皇は、父帝高倉天皇の叔志を續ぎ、政を親らし給はんとせしが、政權既に武門に歸し、又如何とも爲すべからざるより、遂に位を皇太子に譲り、水無瀬の離宮に遷りて住み給へり。時に鎌倉にありては將軍實朝弒せられ、源氏の正統絶えしかば後鳥羽上皇は此後際際して朝權を復せんと思召され、兵を擧げたまひしも不幸にして皇軍利あらず、上皇は隱岐に、また其議に與りし上皇の第一皇子たる土御門上皇は土佐に、而して上皇の第三皇子たる順徳上皇は佐渡に遷され給ひたり。隱岐の孤島に遷り給ひたる後鳥羽上皇は、山紫水明の勝に富める水無瀬の地を深く愛でさせ給ひ、眞筆の御影像と御手印の親書を隱岐より時の宰相水無瀬信成卿に降し賜ひて、崩御の後は水無瀬の土地に奉齋すべきことを仰下されたるに依り、仁治



元年御影ノ宮を造營して祭祀を營み、更に土御門、順徳二上皇の神靈をも遷地より迎へ奉りて合祀し、爾來水無瀬柳の子孫或は其の血統者繼續して官司となり以て現代に至れり。水無瀬家は水無瀬の地を管領せるより地名を採りて水無瀬と號す、第三代信隆の女を七條院といひ、高倉院の准后にして後鳥羽天皇の御生母なり。此地日本後紀には水無瀬野とあり、類聚國史には水生瀬野、謠曲水無瀬には津の國水無瀬の里とある等に徴するも、我國に於ける最も古き地名なるを知らるゝなり、また後鳥羽天皇特に此地を愛し給ひ履行幸ありたるに觀るも、皇室と深き關係ありし土地なること明かにして、或は上古の御料地なるべきか。ミナセの地名はガドの地名の各地に存するが如く各處に在り、乃ち攝津の水無瀬の外に、相模鎌倉郡同足柄郡、羽後雄勝郡、飛騨大野郡及び紀伊東牟婁郡等にあり。特に飛騨國と紀伊國に在るミナセの地名は上代最も皇室と密接なる關係ある土地なれば左に録す。飛騨國大野郡の久久野に水無の地名あり、又水無川の上流なる水無峠に國幣社、水無神社あり、延喜式に載する古社なり。神祇志料に曰く、舊事本紀、斐陀國造は火明命の裔、大入椅命の後とす、云々。飛騨神社總座考に、水無神は神武天皇を祭る云々とす。又文龜年間の國司、姉小路中納言基綱卿の飛騨國にて八所の歌よみて都へ參らせたる文に、水無の宮殿は府より二里餘、本社神武天皇といへり云々と。多くの星霜を終る間に其傳を喪ひたるも、是亦上古皇室と深き關係ある土地なりしや瞭かなり。紀伊國東牟婁郡神戶郷に皆瀬川あり、其上方に國幣社、熊野座神社鎮座す、祭神は家都御子大神、即ち須佐之男尊なるも、此地は日本書紀に、伊弉册尊を紀伊熊野の有馬村に葬るとあり、又神武天皇東征の時、海路南下して紀伊に入り、此地より大和に進み給ひたれば、古へより天孫の屬する高天原種族と深き由

緒ある殖民地なりしや知るべし。

紀伊國熊野座神社に關し三十三所圖會に曰く、「社領千石高なり、十二社井び立給ふ、其禮殿は往時桁行二十八間梁行十三間にして大木の丸柱を以て造る、柱員百二十九本」云々と。余按ずるに、上古以來同族の多數聚落せる處にあらざれば、民族の祖神を祀る大社を造營して置く事なかるべく、社記に人皇第十代崇神天皇の朝に、出雲國の熊野大神を遷し祀れりとあるも、之は古へより存したる紀伊の大社へ合祀せるにて、其時に草創せられたるものにあらざる事は、此地に伊弉册尊の墳墓ありと傳へ、素戔鳴尊は杉檜楠等の木種を大陸より此地に移植せられ、また神武天皇東征の時、第一に此の土地に據らせたまひし等に徴して知らるゝなり。此の古き熊野座神社の祭神として十二社井び立給ふことは、恰も希伯來民族がイスラエル十二支族の十二祖神を崇め祀る事に相似たり。其の由來を尋ぬるに、太祖アブラハムの孫ヤコブ、即ち後のイスラエルに十二人の子あり、各々自立して十二支族の祖となり、子孫大に蕃殖し、四方の異民族と戦ひて之を征服し、國を祖先の故地なるカナンに建て、十二族に分割して之を治めたり、其の名左の如し、ルベン、シメオン、レビ、ユダ、ナフタレ、ガド、アシヤ、イサカ、ゼブルン、ヨセフ、ベニヤミン、マナセ等の十二支族即ち是なり。國はイスラエルなるも、十二の小邦に別たれたる封建制度の形にして、各々其の職を世にし、其の業を襲ひ、子孫相繼ぎて亂るゝ事なく、最も血族を重んじ祖先を崇め、而して是等十二人の祖先等は、其の子孫より十二祖神として祀られ、供物も必ず十二づゝ獻ぐるを例とせり。出埃及記二十四章に、「モーセ神の言を悉く書き記し、朝風に起き出で、山の麓に祭壇を築き、イスラエルの十二の支派にしたがひて十二の柱

を建て、イスラエルの若き人等を遣はして神に酬恩祭を供へしむ」と記せり。斯の如く希伯來人が十二祖神を尊ぶ如く、我が日本にても古へより十二祖神を崇むるは奇なる一致と謂ふ可し。

我國最古の神廟たる紀伊國熊野に十二祖神を祀り、其他越後國三島郡出雲崎に延喜式古社なる十二所神社あり、武藏國東京の淀橋に十二社神社ありて之を十二ソウと訓するは、即ち十二祖の義なりと知らる。肥後國阿蘇郡宮地に官幣大社阿蘇神社鎮座し、延喜式古社にて十二柱の祖神を祀る。また羽後國北秋田郡十二所町に古き十二祖神社あり、相模國三浦郡蘆名の十二祖神社、同國鎌倉郡田越の十二所神社等全國に散在せり。又日本には古くより十二の數を尊重し之を應用する風習あり。宮中の慣例としては、延喜式に「踐祚の大嘗祭に、宮内官人吉野の國栖十二人と、檜笛工十二人を引き」云々とあり、また大嘗祭の主基齋田に奉仕する者も十二人なり、即ち早乙女六人と奉耕の男子六人にて奉仕す。其他平安の都に造營せる皇居の御門も其數十二にて、陽明、待賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、藻壁、殷富、安嘉、偉鑿、達智の衛門は堂々として十二の要害に聳えて皇城の美觀を添ふ。古き歴史を有する此處の紫宸殿に於て舉行せられたる昭和の御門の御即位式の光景を、東京朝日「昭和三年十一月十日發行」に掲げたる記事の一節に曰く、「こゝに我日の本の皇后陛下を御帳臺上に仰ぎ奉るのであつた、其の壇下前面東方には、御十二方の各妃の宮様が孰れも御五衣、御唐衣、御裳の御姿で、御列立遊ばされたその最上位秩父宮妃殿下のお姿を始め、十二單の御裝束端然として並び立たせ給ふ御十二方、恰も繪巻物の中古へを現に見る如き御美しさである」云々と。十二の數はたゞにこれのみならず、彼の明治二十二年憲法發布の節、明治天皇御乗用の六頭曳儀裝馬車の内部の正面、即ち玉座の

上に、白緞子にて浮出したる十二瓣の菊花の御紋あり、余は之を明治神宮の寶物殿に於て拜觀するまで、菊花の十六瓣の數は何に起因するものなるやを知るに苦みたりしが、鳳輦内の玉座の正面に、十二瓣の菊花御紋あるを拜觀するに及び、十二の數の方は最も由緒深きものなるが如くに想はれたり。十二瓣の菊花はまた明治神宮の拜殿の正面と後方の大扉三ヶ所づゝ六ヶ所、及び神門の正面と左右とに歴々として大形に彫り抜きあり、其の花葉の形も十二個に彫刻せられあり、拜殿の扉四ヶ所の金具にも十二瓣の菊花の形を彫刻しある等に觀て、由緒深き十二の數は古へより我が皇室と神社に傳はり居るものなるを拜察せらる。此の數は果して何を象りたるものなりや。

猶太の古典に由るに、太陽を象りたる天日章の光條には、十二と十六の二様ありて、十二の光條の方は、神の選民と共に係はる場合、即ちイスラエル十二支族を代表するとき用ひられ、十六光條の方は全世界に係はる場合に用ひらる、然れば選民を標榜するイスラエルの宗家は嚴として十二光條を用ひ、埃及、波斯其他の國にて十六の方を紋章とするは是等の關係に因ることなるべし。上古埃及に於て十六瓣の菊花紋章の尊ばれたることは、現に首都カイロの博物館に、日本の御所車に似たる古代王族の乗用せる車あり、其れには十六瓣の菊花の紋章を附しあるにて窺はる。また羅馬のアラコエリ大教會の本堂に安置しある耶穌の像の胸間に、金色燦たる十六瓣の菊花紋章を附しあり、是れ或は猶太の王たる義なるべきも、而もイスラエルの宗家たるを彰すべき十二菊を以てせざりしは、其大權を犯すこと能はざるが故なるべし。我が皇室に十六瓣の外に、十二瓣の菊花紋章を藏せらるゝは、有難くもまた尊き事なり。十六瓣の菊花紋章は、波斯國の王室に

ても古へより使用しつゝあり。上古我が國と波斯とは密接なる關係にありしものゝ如く、彼の國語は日本と同じく棒讀みにて、支那語又は英語に對する日本譯の如く、上り下りの調點を施すの必要なく、文章の構想も亦我が古事記或は萬葉集などに類するものありといふ。波斯の古都をスサといひ、猶太の貴族ダニエルは此の國の總督にて、其の墳塋は古への國都スサにありといひ、而して我が天照大神の皇弟スサノヲの名稱は、スサの王と解せらるゝなどは、波斯王室の十六瓣の菊花紋章と共に、更に研究を要すべき問題なり。近年波斯のスサに於て石柱の上部に彫刻せる十六瓣の菊花紋章を發掘せる人あり、之は紀元前八百五十八年頃のものなりとは歐洲學者の鑑定なれば、波斯に於て上代より使用せられ居るものなること明かなり、また其の當時猶太の貴族が總督たりしに於て、同國に於ける猶太人の勢力の大なりし事をも想像し得らるゝものあり、而して此の石に彫刻せる十六瓣の菊花紋章を王宮に飾りたる時代は、今を距ること約二千七百八十六年の頃にして、我が神武天皇即位紀元前凡そ百九十八年乃至二百年の頃なれば、我が建國草創の時代とも符合するものあり。

十二祖神及び菊花紋章などに次いで、ハラといふ地名の日本に多き事にも注目すべし。紀伊國熊野の皆瀬川の上流にある熊野座神社に屬する神地は、古への首都の跡なりと傳へ、此處をハラ、即ち後世漢字を當て、原といふは、西部亞細亞のタガーマ洲にあるハラと同名なれば、此の地に存するミナセの地名と共に、大陸に於ける祖先の發祥の地と緣故あるものゝ如くに想はる。外國の地理に暗かりし昔の國學者は、國祖諸神の起りとするタガマのハラといふ古語に、「高天原」と漢字を假りに當てたるは可なりとするも、其の文字の意

義に泥むべきものに非ざるを忘れ、之を高き天の蒼々たる原なりと、支那文字の義を以て解釋したるは何たる不見識なるぞや、是れ恰も自分の手にて作りたる案山子を、眞の人間と思ひて言葉を変はすに異ならず。我が國祖の發祥地は、前章にも述べたるが如く、西部亞細亞のタガーマ洲のハラなる事は、多くの實證に照して蔽ふ可らざるものあり。西部亞細亞にあるタガーマ洲のハラは、希伯來の太祖アブラハムの起りたる處なれば、祖先はタカマのハラより出でたりと云ふ事は、選民にして始めて言ひ得らるゝことにして、歐米人は素より南洋人にも北狄にも、其の民族の祖先がタカマのハラより起れりとするものなきは、事實其のこと無きが故にして、唯り我が國の口碑にのみ此の事あるを光榮とす。古代の一大文明國たりしメソポタミヤの首都をハランといひ、譯せば濁きたる處の義なり、此地はアブラハムの父テラが族長として住せし處、またアブラハムが父の死後、弟ナホルに此地を譲りてカナンに移住せし後、ナホルの邑とも唱へられたりと經書に録すれば、アブラハムの家は國土受授の權を有したる豪族王家なりしや知るべし、ヤコブが其の兄エサウの怒を避けて此地に來り、叔父の家に二十年留まり、またイサクの妻リベカもヤコブの妻レアも此地の産なる等、希伯來民族と密接なる關係を有する土地なり。ハランは訛りてハラとも稱せられ、隣國アツスリヤの首邑をもハラと稱せり、即ち同國カボル川の沿岸にある廣大の邑にして、此處をハラといひ、曾てイスラエル十二支族の中の十族が虜囚となりて移されたる處なり、此の十支族が此處を脱れて今に其の行方不明となり居り、*Lost Tribes of Israel* 即ち喪失せるイスラエルの十支族として古來世界の人口に膾炙する有名なるものなり。然ればハラより來れりとする口碑には二様に解せらるゝものあり、即ち祖先はタガーマのハラより起れ

りとすること、カボル川の沿岸なるハラより脱れ来れりとする事、是なり。北海道には内地人が移住して開墾せる處に、内地の出身地名を附する例多くあり、即ち石狩國上川郡の原野に始め秋田縣人多く移住し、故里秋田市の中央を流る、旭川の名を以て其の土地に命名せるものが現在の旭川市なるが如し、或ひは又功勞ある人の名を採りて邑名となせるもあり、即ち石狩國上川郡に屯田兵の隊長永山武四郎の名を採りて永山村といふあり、また膽振國有珠郡に、團體長として移住せる伊達男爵の名を採りて、舊名モンベツを廢し伊達村とせるあり。是等の實例は上古亞細亞大陸より本洲に移住し來りし時の狀況にも推當て考ふることを得べし、即ちハラの地名の如き、或はミナセ及びイサクなどの地名の我が國に存するが類是なり。我が國にハラと稱する地名甚だ多し、紀州熊野の神地をハラといふ外に、駿河國駿東郡にハラ、即ち原町あり、人口五千餘の名邑なり。上野國吾妻郡の原町には吾妻氏の城址あり、人口三千餘、磐城國相馬郡の原町は人口約四千、陸前濱街道の要地なり。陸前國宮城郡の原町は郡の首都にして人口六千仙臺市の東北二十四町の處にある古き名邑なり。其他ハラの地名は攝津國三島郡、伊勢國鈴鹿郡、備前國御野郡、肥前國高來郡、甲斐國中巨麻郡、肥後國阿蘇郡、遠江國小笠郡、讃岐國木田郡、阿波國那賀郡、安藝國安佐郡、武藏國大里郡、下野國結城郡、岩代國北會津郡、下總國香取郡等に在れば、是に依りて本邦に於けるハラ、即ち高天原民族分布の一端を窺ひ得らるべし。西部亞細亞のタガーマ洲のハラはユフラテ河の上流なるビレカ川の沿岸にあり、またアツスリヤのハラはカボル川の沿岸にある廣地なる如く、本洲にあるハラの地名の處には概して河あるを常とす、即ち上野國吾妻郡の原町は吾妻河畔にあり、攝津國三島郡の原は芥川之を通じ、伊勢國鈴鹿郡の原

は棒川に接し、備前國御野郡の原に三野川あり、下總國香取郡の原は、栗山川の四邊の廣野をも併せてハラと稱する等、其の地勢の相似る所あるは奇なる現象と謂ふ可し。古への神都なる紀州熊野にあるハラも水無川に沿ふ廣漠たる土地なり、此處には伊弉册尊の古墳ありと傳へ、また神武天皇東征の時の上陸地點なりし等に徴して、國祖と深き由緒ある土地なるを窺はる。熊野靈驗記に曰く、「往昔より帝王御幸の事は、平城天皇、清和上皇、宇多法皇、花山上皇、堀川院、鳥羽法皇、後白河上皇、後鳥羽上皇、土御門上皇、龜山上皇等にして、就中、後白河法皇は三十四度詣でさせ給ふ」云々と、以て此地は我が皇室とも深き關係にあるもの、如し。

偕て上古亞細亞大陸より本洲に渡り來りて、萬代不易の神國を創建せる人々の容貌は如何と云ふに、等しく同一種族なりしも、其中には南方系と北方系との別ありしもの、如く、南方系は埃及型にして稍々歐人に近く、北方系は色薄黒く多毛にして出雲民族に類する所あり。中世南北兩朝に分立せる時代は、實は此の兩系統の軋轢にてありしが如くに思はる。余は此人種問題研究の爲め、我が上流階級の人々と交はること多年にて、余の友人に子爵水無瀬氏のある事は前文に述べたりしが、余は同氏と相會する毎に其容貌の埃及の貴族型にして、皮膚は純白に多少の黒味を帯び、目は大きく開きて、彼の支那人に多く見るが如き細長きものにあらず、鼻は希伯來人特徴の所謂鷲嘴型にして、之は他の舊公卿階級の人にも多く見るところなり、故人としては維新の元勳にして神謀鬼才一世に冠たりし岩倉公あり、現存の人にありては才智絶倫、膽識非凡なる西園寺公あり、公は大英國不世出の大宰相グラッドストーンにも比肩すべき傑人なるに、其の巨腕を實際政治に施

すところなくして雲鶴を侶とせらるゝは邦家の爲め惜むべし。余は我が水無瀬子爵の高貴なる相貌と特異なる鼻型等に就て心竊に不審を懷き、これが研究に怠らざりしが、筆を本書に執るに當り、仔細に猶太經典を調べて始めて其の然るものある所以を覺れり、而して其の名のミナセまでも、多少訛れりとは云ひながら、三千七百年の今日まで依然として踏襲しつゝあるは、四周環海の國とはいへ、他國に於て多く其の類例を見ざる所なり。

是を遠く古へに溯りて研究するに、紀元前一千七百年、アブラハムの曾孫としてヨセフ(勝る)小亞細亞のメソポタミヤに生る。父は殊に末子のヨセフを寵愛せるより兄等の嫉視の的となり、幼きヨセフは彼等の爲に國を追はれて埃及に放浪し、埃及王の侍臣の家に奴僕として仕へたりしが、天性卜占の術に長じ、王の夢を占ひて的中せる功に依り、王側に仕ふる身となり、彼が三十歳の時、擧げられて埃及の相國となれり。ヨセフは埃及の祭司にして王族たる人の女を娶り長男マナセを生めり、創世記四十六章に之を傳へて曰く、「埃及の國にてヨセフに、マナセと次にエフライム生れたり、是れは埃及オンの祭司ポテバルの女アセナテが生みたるものなり」と。ヨセフの長子マナセは、當時埃及に迎へられてありし族祖ヤコブの嗣子とせられ、後にイスラエルの宗家となれり。ヤコブは其の孫マナセを祝福して曰く、此の子長じて一民族の祖となり、其子孫は大國民となるべしと、(創世記四八章)果して彼の後裔は紀元前六百九十七年猶太國の王位に陞り治世五十五年に及び其の子孫をマナセ族と稱せり。カナンの地に於けるマナセ族の領地は、ヨルダン川の西方にありてガド族の領土と境を接せり、此の二支族が常に親密にして、東方に遷移の後も共に協力して神國を經營せ

るは之に原因するものなる可し。曩に余は我がミナセ氏の容貌の埃及型にしてまた希伯來型なるに不審を懷きたるは故なしとせず、而してマとミとの發音の訛轉の多きは多くの星霜を経る間にはあり得べきことにし、之を論ずるの寧ろ愚なるを思ふ。若し我ミナセ氏が、何等希伯來の風俗習慣の遺り居らぬ國に住する人なりせば、或は斯く論ずる事の不當なるやも計り難きも、既に前章數篇に多くの例證を擧げて詳説せるを以て、單に此一事を目して然らずとはいふこと克はざる可し、況や其容貌の争はれざるものあるに於てをや。是はマナセとミナセとの事なるも、民間には正しくマナセと稱する姓氏あり、即ち慶長年間、豊太閣の帷幄に道三と稱したる名醫あり、此の人の姓は曲直瀬にして、才學德行を以て聞えたり、其の後裔たる曲直瀬某は、維新勤王家の一人にして、幕府の嫌疑を受けたるより自盡して果てたり。東京市日本橋區に道三橋といふ橋あるは、此の人の祖先なる曲直瀬道三の建設せるものと傳ふ。希伯來人の名稱其のまゝなるマナセを名乗る人の我が國に居る事と與に、マナセの祖父イサクと同一の名も日本に存し、而して日本人にしてイサク即ち伊作と名乗る者あること、其他薩摩國日置郡にイサクと稱する地名あり、伊作郷といふ、人口一萬七千、此處に龜丸城址及びイサク温泉もあれば、古昔一名邑なりしや知るべし。是等は他の多くの事例に照して驚くべき事實の一致と謂ふ可し。我が國の學者は或は之を以て偶然の一致なりとし、而して奇抜なる余の研究法を貶くることなるべきも、凡そ學問の要訣は、書きたるものにのみ縋り、或は書籍の勉強のみに頼りて得らるべきものに非ず、その人の天賦に由るは固よりなるも、平常志すところの問題に對し仔細に注意を拂ふとともに、人の注意せぬ實地の研究をも疎かにせずして對照研鑽し、間髪の機微に端緒を搦ふること、猶ほ

至誠にして筆を採り、微妙の機を天啓に仰ぐが如くする事に依りて、始めて人力は天意と合し、こゝに隠れたる眞理を握り得らるゝものなるが如し。書を著すことも亦然り、著者の至誠天に通じて始めて人に感動を與へ得らるゝものにて、そのこれなくして人に顧みられぬ駄著の作者は、須く先づ自己の誠に對し天の感應あるや否やを内に省るべき也。事物は天啓を度外し、人力のみを以て解し得らるゝものと思ふるは近世學者の通弊と謂つ可し。余輩の日本といふ國名の解釋は概要次に説くが如くにして、是亦史家の意外とする所なるべきも、學究者の研究と言論は自由なり、且又明治維新前と昭和の今日とは百般の事物に大なる進歩ある如く、學說にも進歩と變化はあるべき筈なれば、從來の説と余の説と異なる故を以て余を非難することなく、須く胸襟を大にして斯の新説に耳を傾けられんことを希望す。

公義正道を各種民族に傳ふる使命を帯する選民、イスラエル十二支族の一に、其の名をガドといふ聖裔あり、資性勇武にして義に富み、婦女老幼は農牧に従事し、壯者は常に軍務に従へり。族長たる父祖の名をガドといひ、譯せば好運といふ義にして、ヤコブの側室ジルバの生みたる長男なり。ガドに七子あり、長男の名をニッポンと云ふ。英譯の書に此の名を Zephion と記し、従つて英譯書より日本語に譯されたる聖書にゼボンと記すも、原書には頭字に力を籠めて發音するニッポンとあり、また猶太人は絶対に N 及び P を頭字とする言葉を、正しく發音すること能はず、Zephion をエッポン或はニッポン、Japan をヤッパンと發音す。余先年西比利亞に在りし頃チタ市の猶太青年を集めて英語を教授せることあり。或日十八九歳位の智識階級の青年子弟十數名に懸賞を附して余の發音する如く、ゼッポン及ジャパンと發音せよと求めたるに、

孰れも之れを試むること數回に及びたるも、遂に余の言ふ如くに發音し得ずして、前者をエッポンと聞ゆるニッポン、後者をヤッポンと言ひたり。是は純粹なる猶太人を相手としての事なるも、白人其他の民族と混血せる雜種兒は例外なり。希伯來語の原書に、豫言者エレミヤとあるを英譯の書にゼレミヤと記し、希伯來語にて神をエホワ(ワの發音にカゝ籠める)といふを英譯書にゼホヱワとし、又猶太の山名なるシオンをザイオン、首都の名なるエルサレムをゼルサレム、カナンの古都の名なるエリコをゼリコなど、英書に譯して記すは、希伯來人がエ或はエなどの頭語に力を入れて發音する言葉を歐洲人は其の如く發音し得ざるより、N 或はこの文字を其の頭音に使用したるものにて、ガドの長男ニッポンの名のゼボンと英譯されたるもまた然るが如し。是に於て余はニッポンといふ國號の由來に想到せざるを得ず。

古來敬神崇祖は希伯來人の生命として守る所なれば、父祖を尊崇する至情より、其の名を採りて邑名とし或は國號に附することは古くより行はれたる事なり。始祖ノアの孫トガーマの住したる土地を其の子孫がトガーマと呼び、世界地圖にも Togarmia と載す。前文に掲げたる高天タカマカは即ち此の地を指せるにて、トのタと訛るは自然なり、即ち ト の前に來る ト はタと響くことにして、日本に之をタガマと傳ふるは寧ろ正音に近きが如し。ノアの孫にトガーマといふ人のありしことは、創世記十章三節に傳ふ、曰く、「ゴメル(ノアの子)の子はアシケナズ、リバテ及びトガーマなり」と。又アブラハムの弟ハランの居住したる土地を其の子孫がハラン (Haran) と呼び、其の父テラの晩年にハランの地に移りたる條を、創世記十一章三十一節に載せて曰く、「カナンの地に往かんとて、テラは其子アブラム(アブラハの前名)とハランの子なる其孫ロト及びアブラムの妻

サライ等を引連れて俱にカルデアのウルを出でたりしが、ハランの地に至りて其處に住めり」と。斯の如くアブラハムの弟ハランの住したる國をハラシと呼び、ノアの孫トガーマの住したる地にトガーマの國號を附したる例を観るべし。アブラハムも其父祖エベルの住したる土地をエベルと呼び、他國人よりもエベル人と呼ばれたりしが、後訛りてヘブルとなり、而して希伯來の國號も之に起因せるものなり。創世記四十五章十五節に「我はまことにヘブル人の地より掠はれ來りしものなり」云々とあり、また出埃及記二章七節に「時に其姉、パロの女にいひけるは、我往きてヘブルの女の中より此子を養ふべき乳母を呼び來らん」云々とあるに徴して、ヘブルといふ地名の古くより存したるを知るべし。アブラハムの孫、ヤコブの時代に至り、ヤコブは天使と角力して勝たるより、其の名をイスラエルと改む、是れよりイスラエルはヤコブの子孫を總稱する民族名となり、また國號となれり。斯の如く、希伯來人は父祖の名を採りて國號となし或は民族の名稱となせる事は古へより一貫せる習慣なりしが故に、其の宗族が東遷して祖先の豫言にあるが如き四周環海の清淨の地に、初穂の國を建るに當り、名譽ある父祖の名のニッポンを採りて國をニッポンと號したるものとする余の考定の誤れるや否やは之を大方の判斷に俟つ。

我國の國號を古くよりニッポンといひ、而して之に漢字の「日本」を充てたるは大化年代以後の事なり、然れば支那文字の輸入せられざる以前より既にニッポンと云ふ國語の我國に存したること辯を俟たず、若し然らざれば、開國の時より大化年代まで本洲に國號無かりし譯なるも、理に於て斯の如き事あるべき筈なし、國號を一に大和といふは、皇祖が都をヤマトの地に奠たまひてより後に海内の總稱となりたるものにて、

秋津洲の號は神武天皇東征の海路、細く長き本洲の形を蜻蛉に似たりと曰まひ、蜻蛉の古語なるアキツの名に起れりと傳ふ。敷島の號は、欽明天皇都を大和國磯城郡の磯城島に遷したまひたるより起り、和歌の盛んに流行せる時代とて、萬葉に多く此の名を載せたり、蝦夷時代に其の首邑をシキシマと呼びたるものが後人に傳はりたるものなる事は、今の北海道岩内にシクシマと稱する蝦夷地名あり、開拓使廳は之に敷島の文字を當て、敷島村と稱して現存するに徴すべし。倭國の稱はもと支那の書に出で、漢人が其の海東の國を東夷と貶稱し、後漢書に「倭在韓東南大海中」とせるに起る、我國人も始めは此の文字を無意識に國號に使用し、支那に送る國書などにも倭國と書きたりしが、天平勝寶四年其の非を覺りて之を大和に改めたり、其後我が留學生が頻繁に支那に赴くに當り、彼等が自國を正しく日本と紹介したる故なるか、爾來彼國の國書にも日本と書き、詩聖李白が其友阿倍仲麿が歸國せんとて乗りたる船難破して安南に漂蕩せし事を知らず、仲麿水死せりと風聞ありければ、李白之を哭し、日本晁卿辭帝都云々の詩を賦したることは載せて李白の詩集にあり。如上各種の國號にして眞に我が建國の祖先が苦慮して命名せるニッポンの號を除くの外は永く續かず、國民も倭人或は敷島人といふよりも、ニッポン人と稱することを一種の誇りとする感あるは、蓋し國祖が選定したまひたる真正正銘の國號なるが故に外ならず。

日本といふ國號は日の出づる本に位する土地なるが故に命名せるものといふ説あるも、從ふ能はず、其は天祐豊かなる初穂の地に、國祖が千辛萬苦を凌ぎ、兇暴なる先住民族を平定して創建せる國土に命名するに、單に日出づる處なるが故なりとするは甚だ淺薄に過ぎたればなり。西部亞細亞の民族よりすれば、日出づる

東方の國は獨り本洲のみに限らず、波斯、印度、支那等の東海岸より朝鮮の東部はみな日出づる處に直面せり、尙ほ本洲の東方に千島及び東塞加あり、然れば本洲に限りて日の本の名稱を附したりとするは當らず。又ニッポンといふ國語に後世漢字の「日」と「本」との二字を充て、而して「本」をボンと發音するが如きは支那の吳朝を始め何れの代にもなき語音なれば、古へより存したる國語のニッポンに、古昔我が國の識者が千思萬考して「本」の字を當て、日神の教を八荒に布く根源の國といふ義を含めて祖先ニッポンの名に因み、國號をニッポンと命名せるものと余は謹釋す。

日出づる處といふ國語の古くより存したるものなることは、推古天皇の朝に、隣國支那に降せる通聘の詔書に「日出づる處天子」と記したまひ、また萬葉にも朝日のたゞさし國として載せあるに徴すべし。更に之を世界的に觀るも、日出づる處といふ言葉の起原は頗る古く、希伯來民族の發祥地たる小亞細亞の別名をアナトリヤといふは、旭日昇天の處といふ義なり、此の地を小亞細亞といふは、希伯來民族は漸次東方に發展したる地方を大亞細亞と稱したるより、之と對照して祖先の故地を小亞細亞と稱したるに起因す。アブラハムがカナンの地に移り、其の地の丘にシオンと命名せるは、是また日の照る處といふ義にして、彼等と旭日とは恰も日本人と旭日と離る可らざる關係にあるが如くなるは争ふ可らざる民族的信仰の結晶と謂ふ可し。

希伯來人は東西南北といふことを、前後左右といふ言葉を以てす、即ち毎朝旭日を拜する方向を前とし、後を西、左を北、右を南とす。太陽を崇拜する信仰なるより、彼等が土地を選んで遷る處は、止むを得ざる事情の外は、旭日に直面する東方に向ふを常とせり。希伯來人が東方を尊び、旭日を拜したることは經書に

多く散見す、其の一例として以西結書八章を擧ぐ、曰く、「神の宮の内庭に到るに、入口にて廊と壇の間に二十五人ばかりの人、面を東にむけ、東に對ひて日の前に身を鞠めて拜し居る」云々、宛然昔の日本人が拍手して身を鞠め朝日を拜し居る光景を觀るが如し、而して希伯來人も神拜其他契約等の場合に手を拍ちたることは本書第十章の風俗の部に掲げたる如し。希伯來人が日出づる東方に進みたるは、東に近づくに従つて日神に近づくといふ信仰より出でたることなれば、其の最後に達したる極東の聖地に日神を祀り、而して民族の古き慣例に依り父祖の名譽の爲に其の名を採りて國號をニッポンと命名せるは、前文に述べたる幾多の引例に照し、幾んど疑義を容れず。日本の國俗も東方に向ひて進みたることは、神武天皇の東征及日本武尊の東伐、明治大帝の東遷等に徴すべし。また東を尊び、日輪を拜する國風は記紀に多くの例を載す。出雲の方言に日輪をアナタサンといふ、即ち希伯來人が日の出づる方向を前といふに似たり。諸冊二尊は東を指して八重の雲路を降り給ひ、皇孫邇々藝尊もまた東方日向に進み給ふ、神武天皇も「其の同母兄、五瀬命と高千穂の宮に在まして譲りたまはく、何れの地にまさるか、天の下の政をば平けく聞しめさむ、東の方にこそ、行でまさめとのり給ひて、即ち日向より發して筑紫に幸でましき」と古事記に載す。同書又曰く、「こゝに詔りたまはく、吾は日の神の御子として、日に向ひて戦ふことふさはず」と。斯の如く希伯來と日本の思想及び風習の酷肖は、愈々出で、益々痛切にして、恰も古人と交膝して在りし昔の實況を聞くの感あらしむ。是に於て極東に日神を祀り國號をニッポンと稱する處ありとすれば、余は神族ガドの長子なるニッポンの子孫が、父祖の名を採りて命名せるものなるべしと首肯するに躊躇せず。又若し族長を尊んで御ガドと稱する國俗が



ニッポンの國に存するとすれば、余は他の多くの事例に鑑み、神族ガドの子孫に依りて建てられたる國なるが故に其の元首を御ガドと崇め稱するものなる可しと肯定するは自由研究に依る眞理の反映として止むを得ざる所なり。余は從來の國學者諸氏の説く如く、天地初發の時、我が國は四周環海の現在の處に地より湧き出で、國祖諸神が五彩の雲を押し披き、富士の高根に天降りませりと道ひたきは衷心より望むところなるも現代及び將來の我が國民は、到底斯かる自家撞着の説に服するものに非ざると、本書第十二章に涉り多くの典據例證を擧げて續述せるが如く、眞理の歸結のこゝに至りしは止むを得ざるところ也、而も此の研究に依りて我が日本の皇室は、世界最古の至聖神祕の所なるを確めたと共に、皇基天壤と共に無窮なる事を更に外典に據りて慥め得たるを幸とす。願ふに選民希伯來民族の末裔たる猶太人は、歐洲人の言ふが如く爾く嫌惡すべき民族なりや。余は然らずと答ふるに躊躇せず。東方に遷移すべかりし彼等は、不幸にして西歐各國に放浪せるが故に、人種、風俗、言語、宗教を異にする歐人より虐待酷遇せられ、人間本來の温情と美性とを喪ひつゝあるものなるも、而も其の民族固有の神教を信奉して渝らず、また經濟界の鑰を握るが故に何等他に顧慮する所なく、而して他民族より受くる虐待は、聽て大なる體驗となり教育となりて成長し、將來の世界は今日苦き教育を受けつゝある此の民族と、我が國民とに歸すべきは火を賭るよりも燎か也。

東方に金匱無缺三千年の神國日本の毅然卓立する事を知らず、屋上更に屋を架せんとして神國建設の運動に盲動しつゝある猶太の子孫等よ覺醒せよ。四海同胞乾坤一家の理想は古へより日本の國是とするところ也。卿等如上の理想にシオン主義と命名し、之を實行する前提として各國の無産階級を煽動し、彼等の陥り易き

弱點に乘じ、共產主義を唱へ、或は無政府主義を高唱して世界の平和を攪亂し、各國をして共和民主の國たらしめ、最後に卿等の王國を復興し神政を以て世界を統御せんとする事なるべきも、天意若しこゝにありて動かば、敢て卿等の策動を俟たず、神の御手を以て一夜にして達せらるゝこと彼のソドムとゴモラの都が一夜にして死海と化したるに等しかるべきや必せり。卿等乞ふ極寒に種子を蒔くに等しき徒勞の業を止めよ。卿等がブルジョアと稱する有産階級は、多年の克苦精勵に依りて産を起し、唯り自己の爲のみならず、多くの無産階級の人に生業を與へ、生計の資を供給するものにして、若し頻繁に起る勞働階級の苦情を彼等が煩はしく思ひ、悉く廢業して無爲閑散の人となるに至らば、人類の最多數を占むる無産階級の糊口は忽ち干揚るにあらずや。皇天は一視同仁なり、今日の無産階級が刻苦精勵に依りて他日有産階級となりたる時、政府と主權者無くして能くその生命財産を擁護し得らるゝと思ふや。曾て歐洲諸國民の迫害を受け、幾千萬の同胞猶太民族が虐殺せらるゝも唯々拱手傍觀するの外なかりし事は、自己の國家と主權者無き卿等の親しく體驗せる所にあらずや。各自の家族に家と家長を要する如く、民族としても國と主權者なくして各自の生命財産の安全を期する事は望む可らざる也。凡そ人類に賢愚不肖の差あるは自然の理にして何人も免れ能はざる所なり。其の原因としては或は之を速く祖先の血統に發し、或は父母の病中衰弱の時に、或は泥酔の時に孕まれて生るゝ子は、不幸にも其の結果を享けて不肖の者となり、成長の後ち社會の落伍者となることあるは醫學の證明を俟たずして瞭かなり、其等の人々が其の然らざる健全なる人々と同一に産を別たるゝものとするれば、誰かまた額に汗して粒々辛苦の勞を敢てする者あらんや、而して有爲有能の人が其の活動を中止す

るより國家の疲弊を來すことは是亦昭々として明かなり。卿等須く大悟徹底し、總べてを全智全能の神の力に委せ、勞して功なき宣傳を止め、堅固なる自己の國家を日本に隣接する東部西比利亞の後貝加爾邊に建設し、我日本と唇齒輔車の和親を保ちて徐に神の道を天下に弘布し、物質文明に陶醉して前後を辨へざる現代人に覺醒の機を與へ、世界を眞の平和に導く仲介者たれよ、是即ち何西阿書第一章十一節の豫言に合し、併せて神に忠に父祖に孝たる所以也。

余は又我が日本國民に一言す、今は正に日本人の一大覺醒を要するの秋にあり。世界は遂に萬民同胞四海一家の眞理に到達すべき時期あるべきも、事には順序あり、其の第一着手として吾人亞細亞人種は大團結し、天に代りて幾億の蒼生に平和を與へ之が保安の道を講ぜざる可らず。歐米人が亞細亞人を排斥するは誤れる見解なり、然るに我等は其の口吻を眞似て我等と人種及び文化を同ふする猶太民族を嫌惡排斥するは、大亞細亞主義を放擲し亞細亞を死地に導くものに異ならず。無辜の日本に對し排日を行ふ頑迷不靈の國民等は、悉く天意に反するものにして、其の應報は彼等自ら受け、後日嚙臍の悔あるべきや必せり。堂々たる神洲の民は須く胸襟を開き、我等と同じく罪なくして排斥せらるゝ猶太民族に同情を寄せ、彼等を光明に導き希伯來の理想にしてまた日本の使命たる神國樹立、四海同胞、乾坤一家の天業に共力する所あらしめよ、是即ち皇祖の所謂八紘を掩ふて宇となさんとせる聖旨に合し、併せて父祖に孝に神に忠なる所以也。

終りに臨み更に一言す。我が大日本が極東日出づる處に天長地久の神國を建て、四周繞らすに滄海の城濠を以てし、内は五穀の豊穰に依りて身を養ひ、外は富嶽の靈氣と四季の神祭に依りて心を高尚に導き、未だ

曾て外侮を受けず、未だ曾て亡國の厄に遭はず、萬世一系の皇統と共に國祖の血脈を三千年來世傳代承し來れるは、徒らに惰眠を貪るが爲に非ず、天に代りて神を畏れざる世界に、正義公道を宣べ傳へ、綱紀を匡らしめんとての恩寵なるを了解せらるれば、著者の勞や酬ひられたる也。

## 日本及日本國民之起原 畢



不許複製

版權所有

【英譯中本  
リナ中】

昭和四年一月十四日印刷  
 昭和四年一月十六日發行  
 昭和四年一月二十二日再版  
 昭和四年二月一日三版  
 昭和四年二月三日四版  
 昭和四年二月六日五版  
 昭和四年三月十一日六版  
 昭和四年三月二十三日七版  
 昭和六年五月五日八版

日本及日本國民之起原

正價三圓六十錢

著者

東京府大井町八百四十九番地  
小谷部全一郎

發行者

東京市麴町區下六番町四十八番地  
岡本正一

印刷者

東京市麴町區土手三番町二十九番地  
谷口熊之助

印刷所

東京市麴町區土手三番町二十九番地  
厚生閣印刷部

發兌

東京市麴町區下六番町四十八番地

圖書出版  
厚生閣

總發東京五九六〇〇番  
電話九段三二一八番

覽上

### 成吉思汗は源義經也

徳川家遠公題字  
天台道士序文  
小谷部全一郎著

我等は歴史上に半ば傳説化された源義經を考へる時にそれが幼年の日の友であつたところを思ひ出す。それが大陸に渡つて大活動ななし大元を創始したとしても何等の不思議はないやうに思はれる。小谷部氏はしかし一々成吉思汗の遺蹟を廻つて、蒙古の人情風俗の日本の鎌倉時代に似たもののあることと傳説に於いてゲンギケイカンが外國人と云はれてゐて、しかもその性格に非常に多くの鎌倉武士的なところがあるのと、その二つの點に重きを置いて、この二人を同一人なりと斷じたものである。新しい研究として、またわれらの祖先の勢力を偲ぶ書として、また日支兩國間の感情を圓滑にするに役立つものとして近頃珍らしい書物である。【大阪毎日新聞批評】

覽上

### 成吉思汗は源義經也 著述之動機と再論

二條基弘公題字  
杉浦先生遺墨  
小谷部全一郎著

一部讀者界に問題を投げた著者の成吉思汗は源義經也に對する反對論者のために、更に雄々しくも反對を唱へたものであつて、著述の動機から説き起して反對論をなぶり、史學界の改造を要すまで慨歎して、あの問題に對する賛否交々の反響や例證を擧げたものである。學者としての著者の態度としてあくまで所説を徹底せしめる氣概は諒として、殊に本書の再現にからざる文獻の提供は兎に角學界としての收穫であるが、これが爲に反對論者が黙するや否や。【東京報知新聞批評】

覽台

### 成吉思汗は源義經也の著者新著 靜御前の生涯

源義經の死については従來學者間でも議論區々いづれを眞なりとするかに迷つてゐた、或は逃れて蝦夷に餘生を送つたとも云ひ或は高館に於て自殺したとも云ひ、殆ど正確なる消息については斷定し得なかつた、然るに本書の著者小谷部全一郎氏は「成吉思汗は源義經也」を公刊して高館自刎説を否定し讀書界を驚かしたものである、次で同氏は「日本及日本國民の起源」を著して史學界の上にも出版界にも一異色を認められた、其の小谷部氏は進んで義經の龍姫靜御前の史跡を調査し従來其終焉の地を京都嵯峨の天龍寺と信ぜられてゐた史説を根柢から覆し武州栗橋に在る「靜女の墳」を靜御前の墓であると同時に其終焉の地と斷定して私費を以て義經招魂碑を建てた人である。本書は靜御前の素性、性格、特徴等について獨得の研究と思索とを以て史蹟の踏査と傳説との間に著々其歩りを細に互つて靜の正しき史的研究所を明かにした、殊に興味のあるのは從來靜御前を以て義經の外妾の如く見てゐた説に對して辯駁し之は神代からの舊慣たる一夫多妻の民族的心理であると述べて靜御前の地位を高め又白拍子の起原を論じて古代の神樂に溯り其語源、沿革等をも述べて決して白拍子の今日の藝娼婦と同一視するべからざる所以を明かにしたのみならず從來靜御前の生母が白拍子を識するべき事から事明かであるにも拘らず其生父に就ては詳かでない點に筆を進めて其の決して賤しき者の風でない點に關して當時の禪師の生活と其環境を述べ極力生母が靜御前の生父に就ては思はず其間の事情を揣摩せしむるものあるに至つては蓋し獨創的研究として推稱する事が出来る、斯くまで靜御前について詳細な研究を遂げた著書は曾てなく又今後と雖も此説を覆す者は容易に現れない事を信ずる。【東京國民新聞批評】

□ポイント新活字

一行 三十五字詰

一頁十三行。

極上印刷紙印刷

紙數四百五拾餘頁

□參考口繪寫眞貳拾五枚

諸家の讚辭讚歌數葉

□總布製裝幀堅牢優美

定價二円五十錢

送料十八錢

東京麴町下六番町四八

振替東京五九六〇〇番

電話九段 三二一八番

圖書 厚生閣 出版

以上二卷本增補改行發所

(前二冊五圓卅錢・本合定價八圓十八錢送料八十錢)

東京市麴町下六番町八番地

電話九段  
番八一三

厚生閣

出版書

東京特設  
番〇〇六九五

IT8M68

上 覽

# 日本及日本國民之起原

好評 八版

竹越三  
又先生  
之序文  
頭山滿  
翁題字

小谷部  
全一郎  
先生著

遠い國土の由來やその頃の人達の發生の有様を知らうとするは萬人にとつて共通なぬき難い欲求であります。著者は既に幾多の史的研究に功を遂げて「成吉思汗は源義經也」と斷じ、疑雲の中にあつた史學に一道の光明を投射しました。本書では日本國民の發生について、該博なる考證を示し、南洋土蕃説を覆へしめて「プライの正系であることを論證しました。著者は其の斷案に到達せる過程に於いて、臆説を挫き妄斷を殺し、虚妄を平げ、學界の迷夢を破りました。地名、人名を呈し神祕は現前しました。地名、人名風俗、慣習、傳説、思想、宗教の各般に

本書によつて呼び起された國土の聲を聞け！國民的感涙に彩られた姿を見よ！  
内容見本並びに「讀者の聲」申込次第進呈  
菊判總クローズ裝四百頁  
口繪寫眞版四十三葉挿入  
▼定價三圓六拾錢送料十八錢▲  
互る考證傍引は、正に太古のまゝなる映畫に見惚れてゐるやうな氣がします。新日本の國民は今や新しい自覺と新しい精神の確立に急いでゐます。本書は、恐らくそれらの成長に必須なしかも喫緊な唯一の食でありませう。愛史の慾は愛國の魂です。しかし正しい愛國は國土の知悉を外にして求め得られません。われらはその道理に目ざめて、本書を提呈し、全國民の讀破にまつものであります。

圖書出版

東京市麹町區下六番町四八  
振替東京五九六〇〇番  
電話九段三二一八番

厚生閣



終

